

地方分権時代にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

平成28年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

我が国の地方税務行政は、近年の ICT の急速な進展に合わせて電子化の取組が進められ、平成 17 年 1 月の eLTAX による電子申告の受付開始後、平成 27 年 4 月には全都道府県・全市町村において法人住民税等の電子申告の受付が可能となっている。さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成 27 年 10 月から導入され、地方税務行政は事務の効率性・透明性並びに利便性の向上がますます期待されている。と同時に、セキュリティなどの問題も顕在化しており、税制に対する国民の信頼を確保し公正な税制を実現するため、その対策の重要性も高まっている。

こうした観点から、平成 27 年度の研究会では「地方税の徴収対策について（ICT の利活用等）」と題して、地方税の電子化やマイナンバーの税務行政への活用をテーマとして、平成 27 年 7 月に検討を開始し 4 回の会合をもった。

短い期間の中で、こうした大きなテーマについて検討を行ったため、本報告書においては、必ずしも明確な結論を示しているわけではない。しかし、本研究会の議論を踏まえた論点を示すことによって、今後の検討の参考になることを期待するものである。

また、本年度の海外調査については、ドイツ・スウェーデンにおける地方税の電子化、番号制度について調査を行った。eLTAX の利用率向上への取組やマイナンバー制度導入による税務行政の対応が急務である我が国において、関係機関から得られた貴重な情報は、今後の税務行政の展望を考える上にも大いに参考になると考えられる。

今回の調査研究に当たり、ご多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、海外調査など調査研究にご協力いただいた関係機関の方々に心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会

委員長 持 田 信 樹
一般財団法人 自治総合センター
理事長 若 林 清 造

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 委員

委 員 長	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科教授
委 員	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	浅妻 章如	立教大学法学部教授
	石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	柏 木 恵	税理士、キャングローバル戦略研究所主任研究員
	木村 佳弘	後藤・安田記念東京都市研究所研究室長
	星野 菜穂子	和光大学経済経営学部准教授
	八塩 裕之	京都産業大学経済学部准教授
	吉村 政穂	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
	加藤 隆	東京都主税局税制部長
	鈴木 栄	横浜市財政局主税部長
	平嶋 彰英	前総務省自治税務局長 ※1
	青木 信之	総務省自治税務局長
	時澤 忠	総務省大臣官房審議官（税務担当） ※2
	開出 英之	総務省自治税務局企画課長

※1 は、第 1 回までの旧委員

※2 は、第 2 回から第 4 回までの委員

（敬称略）

目 次

1	「地方税の電子化」の進展	1
(1)	「地方税の電子化」の取組	1
①	eLTAXによる「地方税の電子化」の経緯	1
②	eLTAXの参加団体拡大から利用率向上へ	2
(2)	地方税務行政における電子化に関する課題	3
①	セキュリティ対策	3
②	費用面での課題／税務システムの共同利用	3
③	徴収・収納面での電子化の進展	3
2	マイナンバー導入後の地方税務行政の展望	6
(1)	マイナンバー制度の概要	6
(2)	マイナンバー制度導入による効果	7
①	同一性確認の効率化	7
②	税務情報の名寄せ	8
③	税務関係情報のマッチング	8
(3)	マイナンバーを活用した税務行政の将来像と課題	9
①	固定資産課税台帳へのマイナンバー付番とその利活用	9
②	マイナンバー導入後の情報連携	10
③	マイナポータルの活用と通知の電子化	10
3	マイナンバー制度導入後の地方団体の税務部門の位置づけ	11
(1)	マイナンバー制度導入前の行政実務	11
(2)	マイナンバー制度導入後の役割	11
(3)	マイナンバー導入後の税務部門の役割に対する意見	11
4	海外調査の概要	13
(1)	個人番号制度	13
①	ドイツにおける納税者番号の利用	13
②	スウェーデンにおける個人番号の利用	14
③	我が国のマイナンバー制度への示唆	15

（２）税務行政の電子化の進展	17
①ドイツにおける ELSTER の導入	17
②スウェーデンにおける事前記入申告書類・電子申告の導入	18
③我が国の eLTAX・地方税の電子化への示唆	19
5 今後の地方税務行政の展望	21

<参考資料>

資料1	eLTAXによる地方税の電子化	25
・	eLTAX（地方税ポータルシステム）について	27
・	eLTAX（地方税ポータルシステム）の構成	27
・	地方税電子化の主な沿革	28
・	市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況	28
・	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用件数	29
・	都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の 電子申告利用率	29
・	市町村税における電子申告利用率	30
・	給与支払報告書の電子的提出のイメージ	30
・	給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる 提出義務	31
・	源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化	31
・	国税連携の概要	32
・	国税連携（法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信） のイメージ	32
資料2	情報セキュリティに関する対応	33
資料3	マイナンバー制度の概要	37
・	社会保障・税番号制度の導入趣旨	39
・	社会保障・税番号制度の仕組み	39
・	個人番号・法人番号の付番	40
・	番号制度における情報連携の概要	40
・	個人番号の利用範囲	41
・	個人情報の管理の方法について	41
・	特定個人情報保護評価の概要	42
・	社会保障・税番号制度導入のロードマップ（案）	42
資料4	マイナンバー導入後の税務行政	43
・	地方税の滞納残高（累積）の推移	45
・	徴収手続きの流れ（イメージ）	46

・ 不納欠損処理の流れ	46
・ 税務職員数の推移	47
・ マイナンバー導入により想定される税務行政上の効果	48
・ 扶養控除の要件の確認の精度向上について	48
・ 法定調書の名寄せの精度向上について	49
・ 地方税分野における番号制度の利用場面	49
・ 番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務	50
・ 番号法により所得情報等の提供を予定している事務	50
・ (参考) 情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)	51
資料5 マイナンバー活用の展開と課題	53
・ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について(抄)[歳入改革]	55
・ 預貯金付番に係る法整備の概要	55
・ 固定資産課税台帳について	56
・ 固定資産税台帳の改正イメージ	56
・ マイナンバーの利用範囲の拡大等について	57
・ マイナポータルの利用場面について	58
・ 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービス(イメージ図)	58
・ (参考) 個人番号利用事務に関する番号法の規定	59
資料6 地方税における ICT の活用／地方税の徴収確保対策の課題(東京都)	61
資料7 マイナンバー導入に向けた準備状況等について(横浜市)	77
資料8 海外調査報告	91
ドイツ結果概要	93
・ 海外調査について①(訪問国①:ドイツ)	93
・ ドイツにおける番号制度の概要	94
・ TINの概要	94
・ ELSTER の利用状況等	97

▪ ELSTER に対する評価	98
▪ ELSTER の利用方法／認証	98
▪ DATEV について	99
▪ ELSTER 導入の経緯	99
▪ ELSTER 開発の展望	100
▪ ELSTER と eLTAX との比較	100
スウェーデン結果概要	101
▪ 海外調査について②（訪問国②：スウェーデン）	101
▪ スウェーデンにおける税務行政の概要	102
▪ スウェーデンにおける住民制度	102
▪ スウェーデンにおける番号制度	103
▪ スウェーデンにおける税務行政の電子化	105
▪ スウェーデンにおける電子化と基礎自治体の対応	106

1 「地方税の電子化」の進展

(1) 「地方税の電子化」の取組 【資料1 p25-32 参照】

近年の地方税務行政を取り巻く社会経済情勢の変化は大きく、とりわけ ICT の急速な進展は、地方税務行政に大きな影響を及ぼしている。日常生活や企業活動のあらゆる場面でインターネットの利用が進み、情報の入手・発信、コミュニケーションからネットショッピングまで、幅広い用途で活用されるようになった。また、情報通信環境の高度化を踏まえたクラウドコンピューティングやビッグデータの活用が盛んに議論されている。こうした ICT の急速な進展に合わせて、地方税務行政においても「地方税の電子化」による行政事務の効率化と利用者の利便性向上を図る取組が進められてきた。

① eLTAX による「地方税の電子化」の経緯 <p27-28 参照>

地方税務行政における電子化は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じた電子申告の普及などにより、最近の 10 年余りで大きく進展した。以下では、その概要を振り返る。

「世界最先端の IT 国家となること」を目指して「e-Japan 戦略」が策定された平成 13 年に、全国知事会、全国市長会、全国町村会等を構成員として「地方税電子化推進協議会」が設立された。平成 13 年度から平成 14 年度にかけて、総務省において地方税電子申告モデルシステム実証実験が行われた。なお、総務省において地方税に係る手続オンライン化モデル事業を実施することは「e-Japan 重点戦略」（平成 14 年 6 月）にも盛り込まれていた。

平成 15 年 8 月には、地方団体による電子化システムの共同開発・共同運用を行うために「地方税電子化協議会¹」が設立され、平成 17 年 1 月からは eLTAX による電子申告の受付が開始された。当時の稼働団体は 6 府県、対象税目は法人住民税、法人事業税及び固定資産税（償却資産）の 3 種類となっていた。

その後、eLTAX の稼働団体及び対象手続は順次拡大してきた。平成 18 年 10 月には全都道府県において稼働した。また、平成 20 年 1 月には対象手続として給与支払報告書の電子的提出、事業所税の電子申告が、同年 3 月には法人設立届等の電子的提出、電子納税が追加された。

平成 21 年 3 月には eLTAX を経由した公的年金の特別徴収に係るデータのやりとりが始まり、翌 22 年 4 月には全地方団体が eLTAX に接続されている。

平成 23 年 1 月には、「国税連携システム」として、所得税確定申告書のデー

¹ 当初、任意団体として設立された「地方税電子化協議会」は、平成 18 年 4 月に社団法人となり、平成 24 年 4 月に一般社団法人となった。

タ送信（国税庁から都道府県・市区町村へのデータ送信）が開始された。国税連携システムの機能は平成 25 年にも拡充され、法定調書のデータ送信（国税庁から市区町村へのデータ送信）や扶養是正情報等のデータ送信（市区町村から国税庁へのデータ送信）が運用されることとなった。

平成 27 年 4 月には、法人市町村民税・事業税の電子申告や個人住民税に係る給与支払報告書の電子的提出が、全ての市町村において受付可能となった。

② eLTAX の参加団体拡大から利用率向上へ <p28-30 参照>

地方税は、各地方団体がそれぞれ課税をするという性格上、例えば法人住民税であれば、納税者である法人は事務所又は事業所が所在する全ての都道府県・市町村に対し、それぞれ申告書を提出しなければならない。書類で提出する場合には都道府県・市町村ごとに印刷・発送することから、全国規模で活動する企業にとって大きな事務負担となっていた。これに対して、eLTAX による電子申告であれば、同一様式の申告書を複製することが容易なため、民間ソフト等を使用することで申告書の作成に要する時間を短縮でき、また、提出先を eLTAX に一元化することができるため、申告書の提出に係る事務負担を大幅に軽減することができる。

ただし、このような eLTAX による利便性の向上は、提出先となる地方団体が eLTAX により申告書の提出を受け付けなければ実現しない。仮に、一部の地方団体において eLTAX を通じた電子申告を受け付けていない状況では、納税者（事業主、法人）は、電子申告と併せて、電子申告未対応の地方団体のために改めて申告書類を作成し、提出しなければならないため、納税者が電子申告の利便性を十分に享受できないこととなる。

こうした問題を解消するため、これまで、「地方税の電子化」に関しては、eLTAX を通じた諸手続を受け付ける地方団体（稼働団体）の割合を 100% に近づけることが目標とされてきたところである。そして、全ての関係都道府県・市町村において法人住民税の電子申告等²の受付が可能となったことで、この目標はおおむね達成されつつあるものといえる。

今後、利便性の向上と行政事務の効率化が期待される「地方税の電子化」を一層進める観点から、申告書をはじめとする税務関係書類の提出などにおける eLTAX の利用率をいかに向上させるかが重要になる³。

² 法人住民税・法人事業税・固定資産税（償却資産）及び事業所税の電子申告並びに給与支払報告書の電子的提出

³ 都道府県における法人住民税・法人事業税の申告及び市町村における法人住民税の申告については、既に 5 割超が eLTAX の電子申告を利用している。一方で、事業所税や固定資産税（償却資産）の申告など、電子申告の利用が低迷しているものも存在する。

(2) 地方税務行政における電子化に関する課題

① セキュリティ対策 【資料2 p35-36 参照】

インターネットの利用をはじめとする ICT 化の進展は、日常生活や企業活動に大きなメリットをもたらすものとして広く受け入れられているが、反面では様々な問題点も顕在化しており、安心・安全の観点などから十分な対策を講ずることの重要性は高まっている。

平成 27 年 5 月には日本年金機構における情報流出事案が、また、同年 12 月には大阪府堺市において選挙管理委員会職員による有権者情報などの個人情報持出し事案が発生したところである。

秘匿性の高い税務情報を大量に取り扱う地方税務行政においても、セキュリティの確保は極めて重要な課題であり、同様の情報流出事案が発生することがないように各地方団体における税務システムや eLTAX の安全性を高める必要がある。特に様々な情報システムの間でデータのやりとりを行う eLTAX において、セキュリティを向上させることが重要である。

② 費用面での課題／税務システムの共同利用

研究会における議論の中で、ICT 化に伴う課題として、複数の地方団体において同様のシステムをそれぞれが調達することの非効率さが挙げられた。セキュリティが適切に確保されたシステムを、費用を低減させながら維持する観点からも、税務システムの共同利用を検討すべき時期に来ているものと考えられる。

このほか、ICT 化に伴う費用面での課題として、厳しい財政状況の中、システムに係る委託経費が他の物件費と同様に削減対象となっているとの指摘があった。

③ 徴収・収納面での電子化の進展

「地方税の電子化」は電子申告を中心に開発が進められてきたところであり、特に法人事業税・法人住民税の申告書の提出については、電子的に提出する際には eLTAX を経由することで地方団体ごとに提出する必要がなくなるため、国税における法人税の申告（一カ所の税務署に申告）と同程度の利便性が提供されているといえる。

こうした電子申告の進展のほか、自治体の委員からは、納税・収納手続などについては、課題が残っている旨の指摘があった。具体的には、電子申告では提出先が一元化されたが、納税する場合は、地方団体ごとに個別に行う必要があり、国税と異なり、一元的に納税することができない点が挙げられた。

今後、マイナポータルが本格的に運用される段階では、個々の納税者に対して税額の通知を電子的に送付することも想定される。その際、地方団体や指定金融機関の窓口で現金により納付するのではなく、例えば、インターネットバンキングやクレジットカード納付などの手段で電子的に決済するサービスへの期待が高まるものと考えられる。併せて、現在個人住民税（特別徴収）や法人住民税など、納税義務がある地方団体に別々に納付している税を、一括して電子的に納税又は口座振替等の処理ができないか、という要望も高まるものと思われる。

自治体の委員からは、こうした納税者の期待感の高まりに対応する提案として、実現までには様々な課題があるものの、eLTAX を活用して、地方団体による共通の収納チャネル・決済システムを設けることができないかとの意見があった。

具体的には、以下の内容の意見であった。

- ・ 現在は個人住民税の特別徴収義務者が従業員の住所地の市町村ごとに行っている納入手続を、一旦、eLTAX を通じて地方税の収納のための機関に対して合計金額で一括納入し、納付（入）書の内訳となる電子データをもとに自動的に関係市町村に配分される仕組みがあれば、その新たな仕組みのコストについて、負担のあり方も含め、どう考えるかという課題はあるが、特別徴収義務者・地方団体それぞれにメリットが発生することが期待される。これは、複数の地方団体に事務所等を有する法人の法人住民税の納付などにも応用が可能ではないか。
- ・ 現在、税の収納は各地方団体がそれぞれ指定金融機関等を通じて行うことになっている。国税においては、ほとんどの金融機関が国庫金を取り扱う日本銀行の代理店になっているため、全国のどこの金融機関でも納税が可能である。地方税についても、各地方団体の指定金融機関と接続された全国共通の収納チャネル・決済システムの仕組みを新たに設ければ、当該チャネル・システムに係るコストについてどう考えるかが課題とはなるが、納税者から見て国庫金と同様の対応が可能になると考えられる。
- ・ また、こうした仕組みを活用することで、コンビニエンスストア収納やクレジットカード納付などの新たな収納環境を、各地方団体が個別に導入することなく、全国にまとめて提供することができるのではないか。

さらに、電子的に決済することで、現在は紙ベースで処理されている納入済通知書が電子的に作成されることとなり、各地方団体における消し込み作業（収納状況の確認作業）も改めて入力作業を経ることなく電子的に行うことが

できるため、業務削減につながるとの指摘もあった。

また、同じく自治体の委員から、滞納処分における電子化の取組としてインターネット公売の普及が挙げられた。従来、差し押さえた財産を売却する際には入札を行っており、地方団体の会議室等で公売の手続を行い、そこで売却決定して、現金を納付するというやり方が行われていた。インターネット公売では、インターネットオークションの仕組みを活用することで、一般的なオークション価格で売却することができるとともに、動産も換価処分が見込めることから滞納処分の対象となる財産が弾力化する、一般の入札参加者が加わることで落札価格が上がる等の効果があり、滞納処分の実務に大きな影響を与えている。

2 マイナンバー導入後の地方税務行政の展望

(1) マイナンバー制度の概要 【資料3 p39-42 参照】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）により、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成27年10月から導入された。

マイナンバー制度によって導入されるマイナンバー（個人番号）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平で公正な社会を実現するための社会基盤である。

地方税分野におけるマイナンバー制度の利用場面としては、(i)マイナンバー（個人番号）を用いた税情報の管理、(ii)情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得、(iii)情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供の各場面がある。

情報の取得については、従来は紙媒体等での照会により確認していた被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認していた障害者減免の適用などが、マイナンバー制度導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。 <p40 参照>

<表1 情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例>

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供については、マイナンバー法の別表第二において、情報提供ネットワークシステムを使用して情

報提供を受けることができる事務として 120 の事務が規定され、そのうち 55 の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている。利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に際し、従来は市区町村が発行する所得証明書等により確認していたが、今後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

＜表 2 所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例＞

分野	提供先	具体的な事務
年金	厚生労働大臣	国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
福祉 (児童福祉)	都道府県知事、 市町村長	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務
福祉 (老人福祉)	市町村長	老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務
福祉 (養育医療)	市町村長	母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務
福祉 (障害者福祉)	都道府県知事、 市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
労働等 (学資の貸与)	独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務

(2) マイナンバー制度導入による効果 【資料 4 p48-51 参照】

マイナンバー制度導入が地方税務行政にもたらす効果については、次の 3 点にまとめることができる。

① 同一性確認の効率化

マイナンバーを用いることで、大量の情報が存在する場合にも特定の個人と

同一人であることを正確に把握することができる。

市町村が住民の所得情報をそれぞれ独自に管理しているため、マイナンバー制度導入前は、例えば他の市区町村に居住する被扶養者等の所得額の調査等に当たっては、対象者を住所・氏名などの情報で検索し、特定する作業を行う必要があった。この場合、外字使用や転居に伴う住所変更、結婚等に伴う改姓等によって住所・氏名が一致していないことも多く、情報の不一致により同一人の情報であることを直ちには確認できないことがある。

これに対し、マイナンバー導入後には、別個に管理されている情報であっても、番号によって検索することができるため、対象者の特定が正確かつ効率的に行うことができる。

② 税務情報の名寄せ

同一性確認が効率化されることに伴って、点在する様々な資料の中から特定の個人に関するものを抽出して名寄せができる。

マイナンバー制度導入前には、報酬支払調書などの法定調書により得られる税務情報を申告情報の内容と突合する際に、個々の対象者について住所・氏名などの情報を基に名寄せを行うこととなるが、大量の情報を扱う場合には手作業では限界があり、また、記載ミス、外字使用等によって情報が一致しなければ正確な名寄せができない。

これに対し、マイナンバー制度導入後には、マイナンバーを用いることで複数の税務情報の中から特定の対象者を自動的に特定し、当該対象者に関する情報を正確に抽出して調査することができる。

具体的には、法定調書等の税務情報の効率的な名寄せによる未申告の所得の洗い出しを行うことなどが想定される。

③ 税務関係情報のマッチング

金融及び固定資産情報と所得情報をマッチングすることによって、資産に関連する所得をより正確に把握することが想定される。なお、研究会においては、社会保障給付の適正化のためにも、資産情報を把握する必要があるのではないかとの意見もあった。

この点について、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、歳入改革における改革の基本方針として、「マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める」とされている。

また、預貯金口座へのマイナンバー付番については、マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法の中で、国民年金法、国税通則法・地方税法等を改正し、銀行等に対して預貯金情報等を当該預貯金者の個人番号により検索することができる状態で管理することが義務づけられたところである。(平成30年1月からの利用開始を予定)

(3) マイナンバーを活用した税務行政の将来像と課題 【資料5 p55-59 参照】

① 固定資産課税台帳へのマイナンバー付番とその利活用

(固定資産課税台帳へのマイナンバー付番)

資産情報と所得情報とのマッチングに際して課題となるのが固定資産課税台帳へのマイナンバーの付番である。固定資産課税は、賦課課税であるため土地・家屋の納税義務者からの申告がなく、納税義務者のマイナンバーを把握する機会がない。このため、固定資産課税台帳への付番をどのように行うかが論点となる。

研究会においては、自治体の立場から、登記情報（法務省所管）にマイナンバーを付加されれば新たに取得された土地・家屋については固定資産課税台帳にマイナンバーを記載することができるが、既に固定資産課税台帳に登録されている所有者についてはマイナンバーを把握する事務量が大きいとの意見があった。

また、別の委員からは、市町村（及び都）が行う固定資産課税台帳へのマイナンバーの付番は、課税の観点のほか、災害対応の観点からも重要であり、住民にもメリット（例えば罹災証明を発行するための基礎情報として整備することで災害時に迅速に証明書を発行できる等のメリット）が生じることを説明する必要があるのではないかと意見があった。

(マイナンバーが付番された固定資産情報の利活用)

固定資産課税台帳へのマイナンバー付番後には、地方団体による税務調査（財産調査）の際に、マイナンバーをキーとして納税義務者の資産情報を把握することが想定される。ただし、固定資産課税台帳は各市町村（及び都）がそれぞれ保有しており、一元的には管理されていないことから、地方団体間の照会・回答に関する電子情報を処理するための仕組み・体制については今後検討する必要があるとの意見があった。

なお、研究会においては、固定資産（土地・家屋）は相続等によって登記変更されないまま所有権が移転する等の状況があり、この場合（例えば、共有者の一部が変更した場合）には市町村（及び都）は実際の所有者を特定できない

ことがあるが、常に固定資産課税台帳に登録されている者を所有者に一致させるためには何が必要かという固定資産課税台帳における納税義務者情報の最新化について検討が必要との意見があった。

② マイナンバー導入後の情報連携

マイナンバー制度では、行政機関間の情報連携によって、行政事務の効率化と利用者の利便性向上が図られる。現在、市区町村は、eLTAXを通じて、国税庁から報酬・配当・利子等に関する法定調書に係る電子データの提供を受けているが、これらの法定調書にマイナンバーが付されることで、国税・地方税双方での情報共有が円滑化し、正確な課税が推進されることが期待される。その効果を発現させるためにも、情報を取得する側の行政機関においてシステム改修を含めた体制の整備を進める必要がある。

行政機関内部の情報連携については、マイナンバー導入前から、団体内統合宛名システムを導入するなどして各団体内で情報連携しやすい符号を用いている例もあるが、今後は、国と都道府県・市町村や市町村間など異なる行政機関において情報連携を実施することとなる。

研究会においては、他の行政機関との連携により、市町村の窓口業務（例えば所得証明書の発行）が減少し、事務負担が軽減することについて期待する意見があった。また、一方で、福祉部局においてはそもそも事務の一部がシステム化されていないため、マイナンバーによる情報連携が十分に行われない可能性があることが課題として指摘された。

③ マイナポータルを活用と通知の電子化

マイナンバー制度の一環としてマイナポータルの運用が開始されると、国民はマイナンバーをキーとして行政機関からの通知を受け取ることができるようになる。現在、個人住民税などの賦課税目においては、地方団体から全ての納税義務者に対して納税通知書を発送しているが、マイナンバー導入後には紙での通知に代えて、マイナポータルに電子的に通知することができないかとの意見があった。その際の利点として、納税通知書の印刷・封入・発送等の事務作業の軽減や誤配等によるプライバシー事案の発生リスクの低減などが挙げられた。

一方で、個人住民税の納税義務者全員がインターネットを経由して納税額を把握することは現実的ではなく、例えば、高齢者の中にはパソコンを保有していない者やアクセスの方法が分からない者がいるのではないかとの意見があった。

3 マイナンバー制度導入後の地方団体の税務部門の位置づけ

マイナンバー制度導入によって、地方団体の税務部門の役割に変化が生じる可能性がある。

マイナンバー制度導入前は、税務部門の役割は賦課徴収であり、そのために必要な情報を把握し、情報システムを構築し、税務情報の管理を行ってきた。しかし、マイナンバー制度導入後には、社会保障との情報連携を前提として、非課税となる住民も含めて全住民の所得情報等の管理を行う必要が生じるものと考えられる。

(1) マイナンバー制度導入前の行政実務

地方団体の税務部門では、納税義務者についての所得情報を正確に捕捉して個人住民税の賦課徴収が行われている。住民の中には被扶養者や非課税者もいるため、現在の実務においては、非課税となることが明らかな者の所得情報については、システム上必ずしも管理していないという取扱いが行われている場合がある。

また、一方で、所得税に係る確定申告を要しない所得水準の住民について、その住民が自らの所得を証明するための書類を必要とする場合に、個人住民税に係る所得の申告を行い、市町村が申告を受け付けて、その申告内容に基づく所得証明書を発行するという実務も行われている。

(2) マイナンバー制度導入後の役割

マイナンバー制度導入後には、社会保障給付に当たって、個人が所得証明書を提出するのに代えて、福祉部門から税務部門が収集・管理している所得情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、把握することが可能になる。この際、従来から税務部門において正確に収集・管理してきた納税義務者の所得情報だけではなく、全住民の所得情報が、福祉部門から照会を受け得ることとなる。

今後、社会保障給付に当たって、どのような行政機関がどのような所得水準の情報を必要とするのかは定まっていないが、税務部門においては、全住民の所得情報を正確に把握し、利用できるように管理することが期待されることとなる。

(3) マイナンバー導入後の税務部門の役割に対する意見

研究会では、(2)で述べたような役割の変化（拡大）について、意見が交わされた。

市区町村の税務部門が全住民の所得情報を把握する必要があることを前提に、税務部門の業務運営に支障を来さないように行政事務の効率化が必要であるとの意見があった。

全住民の所得情報を把握することで公平性を確保することは重要であるものの、それに対するコストを誰がどのように負担するのかという指摘があった。この点については、マイナンバーの導入によって行政事務が負担増となる部分と負担減になる部分とが存在しており、その実態を踏まえて財政需要を把握するのが基本的な方向性ではないかという意見があった。また、市町村の事務として、社会保障の共通の基盤となる所得情報（非課税者も含めた所得情報）を把握することについて、社会保障の現場も市町村であることもあって市町村に対する信頼感が制度の前提になっているのではないかと意見があった。

4 海外調査の概要 【参考資料 8 p93-106 参照】

地方税の電子化とマイナンバー制度の導入が、今後の地方税務行政にどのような影響を与え、どのような課題に対応すべきかを検討するため、税務行政の電子化と番号制度が普及しているドイツ及びスウェーデンの状況を調査した。

両国でのヒアリングに基づく調査結果については、資料 8（第三回研究会資料）に記載のとおりであるが、我が国の地方税務行政と比較しつつ、今後の地方税の電子化及びマイナンバーの利用に当たっての論点を整理する。

【調査概要】

- | | |
|-------|---|
| ●調査日程 | 平成 27 年 10 月 13 日～10 月 20 日 |
| ●調査者 | 青木 宗明（神奈川大学経営学部教授）
吉村 颯（総務省自治税務局企画課（併）都道府県税課 課長補佐） |
| ●調査先 | ドイツ・スウェーデン |

(1) 個人番号制度

① ドイツにおける納税者番号の利用 <p93-96 参照>

(ドイツにおける納税者番号の導入)

連邦国家であるドイツでは、主要な税目である源泉所得税⁴、付加価値税などが州と連邦との共同税とされている。共同税の徴収は各州の権限で行うこととされており、税收の一部が連邦に配分される。

州の税務事務においては、税務行政の最初期から事務処理のための「税務処理番号（Steuernummer）」が用いられている。税務処理番号は、税務署番号、担当部署、個人識別番号の 3 つの部分から構成されており、税務処理番号を用いて文書管理を行うことにより、担当部署以外の部署に文書が送られることがなくなるため、事務処理とデータ保護にとって利点がある。その一方で、税務署や税目を単位として発行される税務処理番号では、転居に伴って新たな番号が付与されたり、同一人物に複数の番号が付与されたりといった課題があると指摘されている。

連邦の租税通則法に基づき 2008 年（平成 20 年）から導入された「納税者番号（TIN）」は、11 桁の数字で構成されており、連邦税務庁の基本データベースで一元的に生成・管理されている。TIN はドイツ国内で納税義務がある全ての個人に割り振られており、税務処理番号と異なり、生涯変わらない番号である。TIN の利用は税務行政に限定されており、他の行政目的のために利用する

⁴賃金を対象とした所得課税。源泉徴収される。

ことはできない。

なお、法人についても 2018 年（平成 30 年）から番号制度を導入する予定とされているが、詳細な制度は明らかになっていない。

（納税者番号 TIN の利用等）

ドイツでは、各税務署（州の機関）において各納税者に関する税額の計算等を行うことから、州ごとに計算センターを設けて税務情報の管理を行っている。

税務情報のうち、源泉所得税に係る給与データについては、給与を支払う雇用者から各州の計算センターに対して直接送信される。また、銀行預金の利子については、銀行が納税義務者の所轄税務署を把握していないことから、税務署ではなく連邦に対して TIN と利払い額のデータを送信し、連邦が TIN によってデータを各州に振り分けることとされている。

TIN を生成・管理する連邦の基本データベースでは、納税者を特定するための情報として姓名、生年月日、所轄税務署等が併せて記録されているが、税額計算に必要な税務情報は記録されていない（各州の計算センターで管理されている）。

（TIN 導入による行政の効率化）

ドイツの州財務省に対するヒアリングでは、従来の税務処理番号に代えて納税者番号 TIN を用いることで、明確に行政効率化の効果が生じたとの意見が聴かれた。効率化の内容は、同一人について複数の番号が付番される可能性がある税務処理番号では必ずしも本人確認ができない場合についても、TIN であれば誤りなく同一人として特定できるというものであった。また、これに加えて、納税者の側でも、TIN をキーとして利子収入や保険料支出の情報が州の計算センターに集約されることで、申告に必要な書類を保管する必要がなくなり、例えば、書類の適切な保管ができなくなっていた高齢者についても適正に申告することができるようになるといった利便性の向上が図られたというものであった。

② スウェーデンにおける個人番号の利用 <p101-104 参照>

（スウェーデンにおける税務行政の概要）

スウェーデンの行政機関は国－県－基礎自治体の 3 層であるが、税金の徴収は国税庁（国）に一元化されている。県、基礎自治体はそれぞれ税率を設定するが、国税庁が徴収して国、県及び基礎自治体に配分される。

国税庁は、国の機関であり財務省の傘下にあるが、財務省（財務大臣）からの指示は受けず、国税庁長官が組織編成を行い、事務を運営している。

また、スウェーデン国税庁の特徴として、徴税事務のほか、住民登録に関する事務も行っている。

(個人番号 ID の利用等)

スウェーデンでは、17 世紀から教会で住民登録することが義務づけられ（住民登録の事務は 1991 年（平成 3 年）に国税庁に移管されるまで教会が行っていた）、住民に ID を付番する番号制度は 1947 年（昭和 22 年）から導入されている。ID の利用範囲は幅広く、軍隊への入隊情報や納税、年金給付の情報にも用いられている。

ID 番号は 10 桁の数字で構成されており、生年月日・性別が読み取ることができる。例えば、「490122-4131」であれば、1949 年 1 月 22 日生まれ男性であることが分かる⁵。番号は、原則として、変わることはない⁶。

ID 番号の生成は国税庁で行うこととされており、病院から出生記録が国税庁に送付されると、国税庁から ID が付与される。また、外国からの移住者は国税庁のオフィスで登録をすることで ID が付与される。ID が付与されたという情報は、基礎自治体や統計局、保険局、移民局に通知される。登録票には、生年月日、名前、住所、既婚／独身、結婚歴、子供の数、出生地、国籍が書かれており、電子的に管理されている。

子供が生まれたという情報が届いた市町村では、母親がシングルマザーであれば、福祉サービスの対象として把握する。また、数年後に必要になる保育園の整備計画にも反映される。育児休業の情報も保健部局に連絡され、児童手当も保険部局から支払われる。人口が増えたという情報は、統計局にも届けられ、統計局では、毎日、最新の人口情報を確認することができる。

なお、スウェーデンでは子供が生まれたという情報を民間事業者が利用することも認められており、出生から一定期間経過後には民間事業者が情報を購入することができる。

住民登録では、郵便局からは住所に関する情報が送付される。裁判所からは出生や結婚等に関する情報が送付される。また、中央機関である土地調査局から不動産情報として土地の所有者（権利関係）などの情報が届けられる。

③ 我が国のマイナンバー制度への示唆

(データ保護及び守秘義務)

行政機関が番号を利用して情報を収集し、管理する際には、両国とも目的外

⁵ 「490122-4131」のうち「4131」が個人を識別する部分であり、その 3 桁目に男性であれば奇数、女性であれば偶数が付される。

⁶ ID 番号が例外的に変わる場合としては、生年月日の修正や性別の変更などがある。

使用の制限をはじめとするデータ保護を実施している。

スウェーデンでは幅広い行政分野で ID を利用しているが、ヒアリングのために訪問した国税庁では、職員が職務に関係のないデータを参照することはできないように認証システムが組み込まれるとともに、アクセス・ログが記録されていた。また、ヒアリングの中では、行政に対する信頼がなければ情報収集を行うことができなくなるとの見解が繰り返し示されていた。

ドイツにおいては、税務職員や税理士の守秘義務が重要であるとの見解が全てのヒアリング先で強調された。また、ドイツでは、行政機関の税務情報を取り扱う情報システムが外部回線と切り離されており、安全性の高い通信網を使用して税務情報がやりとりされていることを国民が知っていることが不安の解消につながっているとの見解が示された。

このほか、ドイツ及びスウェーデンでは、税務当局が国民のどのような情報を把握しているのかを自ら確認できること（ブラックボックスにならないこと）が、税務当局への信頼醸成につながっているとの見解が示された。

我が国のマイナンバー制度においても、情報漏えいに対する国民の不安解消は極めて重要である。上記のドイツ及びスウェーデンの取組は、我が国のマイナンバー制度に対する信頼向上の参考になるものと考えられる。

（マイナンバーの利用範囲）

番号利用の対象となる事務の範囲について、ドイツでは税務行政に限定しているのに対し、スウェーデンでは幅広い行政分野で利用するなど大きな違いが見られる。

スウェーデンの番号利用に見られるように、様々な行政機関と情報連携して、最新の情報が把握できる環境があれば、福祉・教育などの分野での行政需要の予見可能性が高まり、行政事務の効率性が高まることが考えられる。一方で、ドイツでは、様々な情報を行政機関が収集・管理することに対する国民の不安が強い。このように、番号制度の利用範囲は国民のセキュリティ意識に応じて大きく異なっており、我が国においてもマイナンバーの利用範囲をどのように考えるべきかについて意見が分かれる。

地方税務行政の立場からは、マイナンバーによってどのような事務との情報連携を図ることが行政事務の効率化や利便性の向上につながるのかという観点で検討を行うことが考えられるが、マイナンバーの利用範囲に関する議論は国民のセキュリティ意識を踏まえて慎重に行う必要があるものと考えられる。

(2) 税務行政の電子化の進展

① ドイツにおける ELSTER の導入 <p97-100 参照>

(ELSTER による電子申告等)

ドイツでは、全ての州が共通の電子申告システム (ELSTER) を導入しており、共同で運用している。ELSTER は、当初、バイエルン州における電子申告のために開発されたもので、1999 年 (平成 11 年) に電子申告の受付が開始された。その後、2007 年 (平成 19 年) には「コンセンス」という全 16 州と連邦で構成される行政合意が成立し、各州の IT ニーズを反映して、共同で ELSTER を導入することが決まった。

ELSTER は、開発当初から、行政機関と納税者とのデータ転送を確実に行うためのインターフェイスとして設計されており、現在では、税理士、自治体、雇用主、銀行、保険事業者も接続して税額計算に必要なデータを送信している。源泉所得税と付加価値税の申告は ELSTER を通じて行うことが義務づけられているほか、州ごとの計算センター間でのデータ転送も ELSTER を経由して行われている。また、申告データの送信のほか、国民が自分のポータルサイトから雇用主 (=特別徴収義務者) による申告の内容をチェックすることや、給与所得の証明書を取得することにも ELSTER が利用されている。

<表 3 ELSTER と eLTAX との比較表>

	ELSTER (ドイツ)	eLTAX (日本)
対象税目	◆ 源泉所得税の電子申告 ◆ 付加価値税の電子申告 (事前申告) ※ 事前記入申告書の機能あり	◆ 法人住民税、法人事業税、固定資産税 (償却資産)、事業所税の電子申告
電子申告以外の機能	◆ 申告様式のダウンロード ◆ 年金・保険事業者からの収入・支出データの受付 ◆ 給与所得の証明書の取得 等	◆ 源泉徴収を行う事業者からの給与支払報告書の電子的提出 ◆ 法人設立届等の通知 ◆ 電子納付 (一部)
導入時期	◆ 2007 年 1 月 (ただし、バイエルン州では 1999 年～)	◆ 2005 年 1 月 6 府県でスタート (法人住民税の電子申告について、2006 年度に全都道府県で、2015 年度に全市区町村で利用可能)

導入経緯	◆ 1996 年 バイエレン州が ELSTER を開発。 ◆ 1999 年 オンラインでの申告受付を開始。 ◆ 2005 年 6 月 16 州の財務大臣がコンセンサスで税務システムの開発を進めることに合意。 ◆ 2007 年 1 月 16 州と連邦のための基盤をコンセンサスでの行政合意により統合。	◆ 2001 年 3 月 全国知事会、全国市長会、全国町村会等をメンバーとする「地方税電子化推進協議会」が設立。 ◆ 2002 年 6 月 「e-Japan 重点戦略」に地方税に係る手続オンライン化モデル事業を記載。 ◆ 2003 年 3 月 総務省においてモデルシステム仕様の最終報告とりまとめ。 ◆ 2003 年 7 月 地方団体による電子化システムの共同開発・共同運用を基本に「地方税電子化協議会」が設立。 ◆ 2005 年 1 月 電子申告受付開始 (6 県)
運営主体	◆ コンセンサス (全 16 州 (+ 連邦))	◆ 一般社団法人 地方税電子化協議会

(複雑な認証に対する反省)

ELSTER による電子申告に当たっては、本人確認の認証と申告データの真正性を確保する電子署名を用いることで、書面を送付することなく申告を完結させることができる。本人確認の認証には複数の手段が用意されているが、ヒアリングでは、認証手続の煩雑さによって納税者からの不満を招いているとの指摘があった。

利便性向上の観点からは認証手続の簡素化が求められるが、データ保護の観点から手続を簡素化できずにいるとのことで、利便性と安全性がトレードオフの関係にあるものと考えられる。

② スウェーデンにおける事前記入申告書類・電子申告の導入 <p103-104 参照> (事前記入申告書類・電子申告の仕組み)

スウェーデンでは、個人の税務情報のうち国税庁が把握しているデータ（雇用主から送付された給与データなど）を予め記入した事前記入申告書類による確定申告が普及している。

事前記入申告書類を受け取った国民は、国税庁が把握していない控除対象となる費用（通勤費や年金の掛け金）や、金融資産・不動産売買の損益などを記入して返送する（又は電子申告する）こととされている。なお、紙での申告書類が不要であると届け出た人には紙では送付されないこととされている。

事前記入申告書に記載された内容から変更がない場合には、電子申告のサイトで、申告書類に記載されている PIN コードを入力すれば申告手続が完了する。560～570 万人は修正することなく PIN コードを打ち込んでいる。

電子申告のメリットとしては、年末調整の還付金が早く還ってくる点が挙げられる。毎年 5 月 2 日が申告期限となっているが、電子申告であれば夏至祭前に還付が行われる。一方、書類での申告の場合、還付金は年末に支払われる。

(BANKID の仕組み)

スウェーデンでは、電子申告などの際に必要になる納税者の本人確認のための認証について、民間の銀行が共同して開発した認証サービス（BANKID）を利用している。BANKID カードには ID 番号が記載されており、BANKID を利用した認証の約 8 割が銀行取引、残りの約 2 割が国税庁や基礎自治体における電子手続のために利用されている。

電子申告の認証に BANKID を利用することで、国民にとっては、利用頻度が高い認証サービスによって行政サービス（電子申告等）を利用することができるというメリットがある。また、銀行等が BANKID 普及のための取組を自発的に行うことから、国税庁にとっては、自ら認証方法の広報を積極的に行わなくても普及するなどのメリットがある。

近年は、予め登録した携帯電話での操作によって本人確認を行うモバイル BANKID が開発され、広く利用されている。携帯電話を利用すれば、場所を選ばず容易に認証することができるため、利用者が増加し、電子申告の利用件数も大きく増加している。

③ 我が国の eLTAX・地方税の電子化への示唆 (全国共通のシステムの開発・運用)

ドイツの ELSTER は、各州の計算センターと納税者との間のデータ転送を行うためのインターフェイスであり、税務情報は各州の計算センターに蓄積され、各税務署（州）によって税額が計算される。こうした仕組みは、我が国の eLTAX と類似している。eLTAX も地方団体と納税者との間のデータ転送を行うためのインターフェイスであり、実際の課税事務は地方団体の税務システムによって行われている。

課税・徴税の主体が分散しているドイツと我が国では、納税者とのインターフェイスが共通化しやすい部分であり、また、納税者の利便性向上の効果も得られやすいことから、共通のインターフェイスである電子申告システムを中心に電子化が進んできたものと考えられる。今後の我が国の地方税の電子化に当たっては、これまでの eLTAX の取組と同様に、従来十分にシステム開発が行われてこなかった共通の事務について、共同処理のためのシステム開発を進める必要がある。

その際、ドイツにおいては技術力のある州が主導して、他州のニーズを踏まえつつシステムを開発しており、我が国においても、地方団体がそれぞれ抱える多様性を尊重しつつ、重複投資を避ける観点から、事務を共同化して、共通のシステムを開発・運用することが考えられる。

(認証手続の安全性確保と利便性向上)

ドイツにおいては、ELSTER の安全性を確保するために認証手続が煩雑になり、納税者からの不満を招いている状況がある。一方で、スウェーデンでは、日常生活で使用頻度の高い銀行向けの認証システム BANKID を行政分野でも使用することで利便性を高めており、さらには、モバイル BANKID の導入により利用件数が増加したとされている。こうした両国の取組や現状は、それぞれの国民のセキュリティ意識を反映したものといえる。

我が国の eLTAX について、どのような安全性の水準を確保しながら、認証手続の簡素化を図るのかについては、引き続き、検討課題となる。

5 今後の地方税務行政の展望

(セキュリティ対策の重要性)

我が国の地方税務行政は、電子申告の導入をはじめとする電子化を進めることで、納税者をはじめとする関係者の事務負担の軽減を進めてきた。今後、マイナンバー制度の導入を契機として、一層の利便性の向上を図る必要があるものと考えられる。

海外調査対象国のドイツ及びスウェーデンにおいても、それぞれ税務行政の電子化を推進しており、行政事務の効率化はもとより、利用者の利便性向上のために工夫を重ねている状況が明らかになった。また、セキュリティに関しても、国民からの信頼を得るためにセキュリティ意識に応じた認証システムを導入するなど、国民の信頼が制度構築の前提となることが示唆された⁷。

我が国においても、地方税務行政の一層の電子化やマイナンバー制度の円滑な導入を図るために、セキュリティ対策に万全を期し、国民の信頼を得る必要があるものと考えられる。

(納税に係る電子化の推進)

海外調査の対象国としたドイツ及びスウェーデンでは、納税手段はいずれも口座振替が基本であり、クレジットカードによる納付は行われていなかった。また、収納手段に関して電子申告のような情報システムの整備も行われていなかった。

これに対し、我が国の地方税務行政では、納税者の利便性向上のために収納手段の多様化が進められており、既に多くの地方団体においてコンビニエンスストアによる収納代行やクレジットカード納付などが導入されている。また、そのための情報システムの整備も進められてきた。今後、マイナンバー制度導入に伴って、電子納税に対する納税者の期待は一層高まるものと想定される。

こうした背景を踏まえ、今後、我が国の地方税務行政においては収納面の電子化を進めることが重要になるものと考えられることから、ドイツ及びスウェーデンでは見られない取組ではあるが、電子申告における eLTAX のように、地方団体が収納事務のために整備するシステムを共同開発して、共同運用する余地があるのではないかと考えられる⁸。

(「地方税の電子化」の展望)

これまでに見たとおり、行政事務の効率化と利用者の利便性向上の観点から、税務行政の電子化が行われ、必要な情報システムが順次整備されてきた。

⁷ データ保護及び守秘義務の重要性については、4(1)③を参照。

⁸ 地方共同の決済システムに関する研究会における議論については、1(2)③を参照。

今後の展開を見通すに当たっては、これまでに取り組まれてきた分野のみならず、税務当局と納税者（又は税務事務の関係者）との間で行われる情報のやりとりについて、eLTAXのような電子化の取組ができないかという観点で、幅広く検討することが考えられる⁹。

ここで、改めて税務当局と納税者（又は税務事務の関係者）の関係を見ると、納税に当たっての申告や納付のみならず、税務調査時の関係機関への照会事務（例えば金融機関への口座情報の照会事務）や鑑定等の評価業務など、様々な場面で税務当局と納税者（又は税務事務の関係者）との情報のやりとりが存在している。

こうした様々な情報のやりとりについては、現時点では、電子化の取組は一部に限られているが、行政事務の効率化や利便性の向上、地方税務行政への協力者の負担の軽減の観点から、今後、順次事務の共同化や電子化について検討を進めるべきである。

⁹ 共通システムの開発については 4(2)③を参照。

< 参 考 資 料 >

資料 1 eLTAX による地方税の 電子化

eLTAX(地方税ポータルシステム)について

1. eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)の現状

- 運用主体 一般社団法人地方税電子化協議会（全ての都道府県、市区町村が会員として加入）
- eLTAX接続団体 全47都道府県 及び 全1,741市区町村がeLTAXに接続

2. 提供サービスの内容(平成28年1月1日現在)

(1) 電子申告等 . . . インターネットを通じた地方税の電子申告等（eLTAX関係）

【対象税目等及び対応団体数】

- 電子申告
 - ・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税(47都道府県（平成18年10月全団体対応））
 - ・法人市町村民税(1,718市町村（平成27年4月全団体対応））
 - ・固定資産税(償却資産)(東京都及び1,718市町村（平成27年12月全団体対応））
 - ・事業所税(東京都及び75市（平成26年12月全団体対応））
- 電子的提出
 - ・給与支払報告書(1,741市区町村（平成25年11月全団体対応））
 - ・法人設立届等(42都道府県、1,724市区町村)
- 電子納税(12都道府県、10市町)

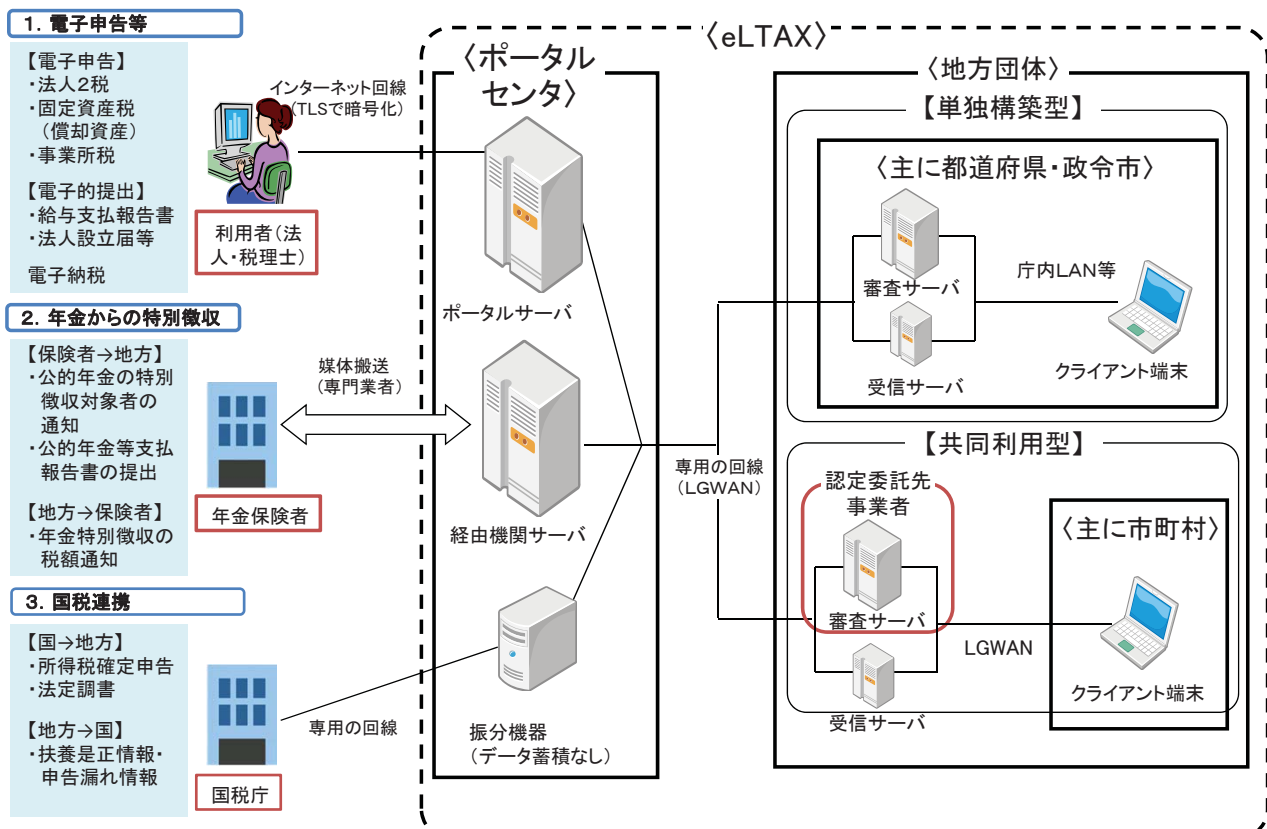
(2) 年金からの特別徴収 . . . 公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

- 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出（全1,741市区町村が利用）
- 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付（全1,741市区町村が利用）

(3) 国税連携 . . . 国税庁と地方団体とのデータのやりとり

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（全47都道府県及び全1,741市区町村が利用）
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信（全1,741市区町村が利用）
- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信（対応可能な市区町村から開始）

eLTAX(地方税ポータルシステム)の構成



地方税電子化の主な沿革

平成13年3月	地方税電子化推進協議会設立(会長代理は総務省自治税務局長)
平成13～14年度	地方税電子申告モデルシステム実証実験。総務省による最終報告書とりまとめ
平成15年8月	任意団体として地方税電子化協議会の設立
平成17年1月	電子申告受付(法人住民税・法人事業税と固定資産税(償却資産))を開始 稼働団体は6府県(岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県)
平成18年4月	地方税電子化協議会が社団法人化
平成18年10月	全都道府県・13指定都市で稼働
平成20年1月	給与支払報告書の提出、事業所税の申告を追加
平成20年3月	法人設立届等の提出、電子納税を追加
平成21年3月	年金特徴に関し、指定法人として総務大臣が地方税電子化協議会を指定 地方税電子化協議会を経由機関として、公的年金の特別徴収に年金保険者と市区町村のデータのやりとりを開始
平成22年4月	全地方公共団体がeLTAXに接続(47都道府県・19指定都市・1797市区町村)
平成22年12月	国税連携に関し、指定法人として総務大臣が地方税電子化協議会を指定
平成23年1月	国税連携システムを運用開始 (所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信の開始)
平成24年4月	地方税電子化協議会が社団法人から一般社団法人へ法人格を変更
平成25年5月	国税連携システムの機能に法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信を追加
平成25年6月	国税連携システムの機能に扶養正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信を追加
平成25年11月	全市区町村において個人住民税の電子申告の受付(給与支払報告書等の受付)に対応
平成25年12月	給与支払報告書等に関し、指定法人として総務大臣が地方税電子化協議会を指定
平成26年1月	一定規模以上の事業者への給与支払報告書等の電子的提出の義務付けを開始
平成26年12月	全事業所税課税団体において事業所税の電子申告の受付に対応
平成27年4月	全市町村において法人市町村民税の電子申告の受付に対応
平成27年12月	全市町村において固定資産税(償却資産)の電子申告の受付に対応

市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

	課税団体数	平成28年1月現在 導入団体数	平成28年1月現在 で未導入の団体数
個人住民税 (給与支払報告書の電子的 提出の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	なし
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	なし
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,718市町村	1,718市町村 (100%)	なし
事業所税の 電子申告の受付	75市	75市 (100%)	なし
申請・届出 (法人設立届出の電子的 提出等の受付)	1,741市区町村	1,724市区町村 (99.02%)	17市区町村

<参考:未導入団体の内訳(平成28年1月現在)>

【申請・届出】北海道北斗市、江差町、占冠村、雄武町、日高町、新ひだか町

千葉県銚子市、一宮町、睦沢町、大多喜町／東京都中野区、北区

石川県珠洲市、志賀町、穴水町／広島県江田島市／愛媛県八幡浜市

※下線の地方団体は、平成28年4月導入予定の地方団体。

eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用件数

	申告等						納付手続	申請・届出
	法人都道府県 民税・事業税・ 地方法人特別 税	法人市町村民 税	個人住民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税	合計		
平成16年度	150	—	—	—	—	150	—	—
平成17年度	5,756	464	—	723	—	6,943	—	—
平成18年度	36,199	7,691	—	2,969	—	46,859	—	—
平成19年度	306,376	65,129	29,655	23,186	38	424,384	8	27
平成20年度	651,776	164,958	133,576	58,491	784	1,009,585	410	3,188
平成21年度	951,801	398,718	470,297	129,515	2,042	1,952,373	2,855	11,124
平成22年度	1,243,852	838,641	1,023,116	223,393	3,295	3,332,297	4,451	27,099
平成23年度	1,526,674	1,258,719	1,495,766	314,075	5,129	4,600,363	6,860	65,659
平成24年度	1,735,295	1,572,781	1,960,421	392,768	7,391	5,668,656	9,802	165,323
平成25年度	1,935,319	1,889,190	3,183,162	499,068	9,726	7,516,465	13,445	228,695
平成26年度	2,144,997	2,213,267	3,877,599	637,151	11,918	8,884,932	17,112	306,020

(注1) eLTAXの運用開始は、平成17年1月。

(注2) 年度の件数は、4月から翌年3月までの集計値。

(注3) 審査不受理、廃止などの件数も含め、利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したもの。

都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告利用率

年度	全申告件数	電子申告による 申告件数	電子申告 利用率
平成21年度	3,867,184	925,347	23.9%
平成22年度	3,770,474	1,212,202	32.1%
平成23年度	3,747,211	1,482,431	39.6%
平成24年度	3,797,289	1,685,628	44.4%
平成25年度	3,819,710	1,885,761	49.4%
平成26年度	3,885,180	2,055,978	52.9%

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

市町村税における電子申告利用率

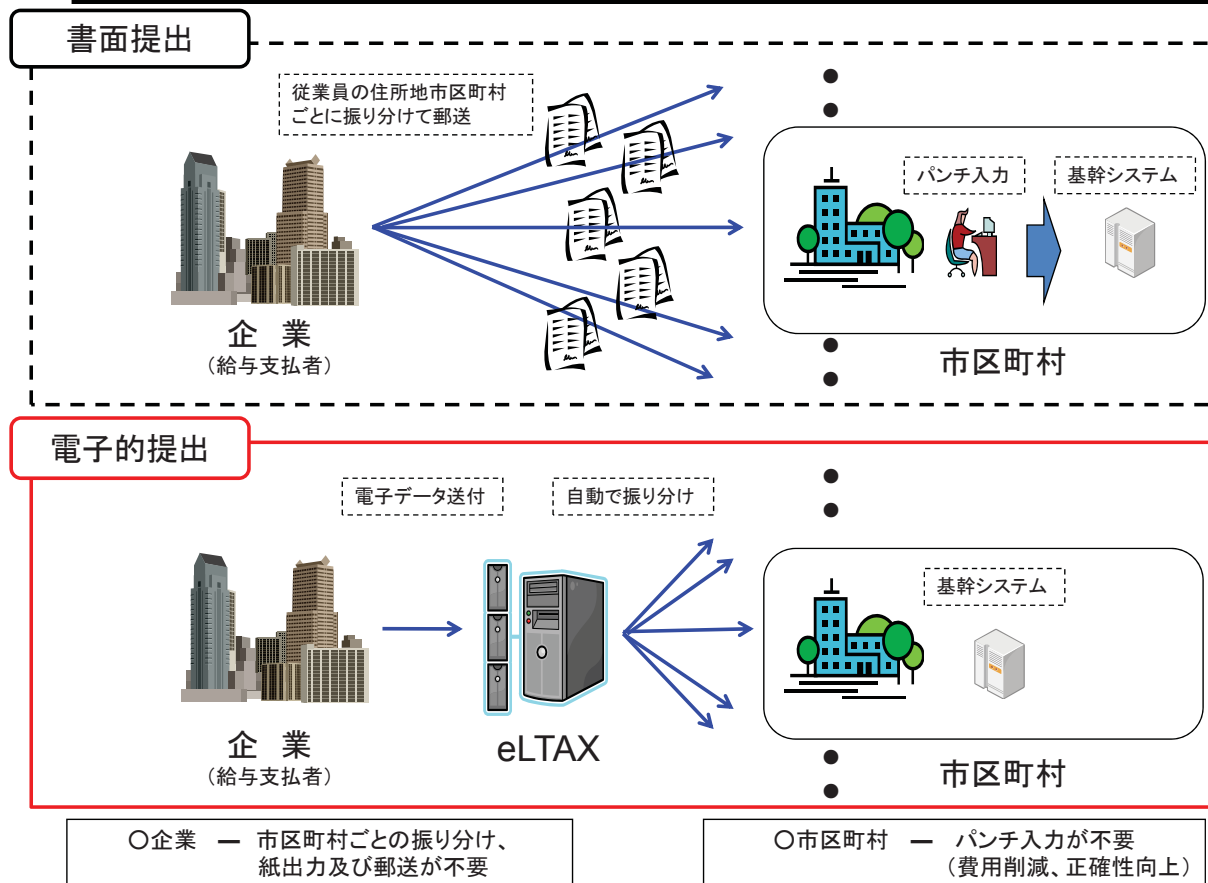
	年度	全申告件数	電子申告による 申告件数	電子申告 利用率
法人市町村民税	平成23年度	3,892,011	1,234,520	31.7%
	平成24年度	3,931,316	1,539,168	39.2%
	平成25年度	3,975,188	1,850,909	46.6%
	平成26年度	4,057,053	2,159,683	53.2%
固定資産税 (償却資産)	平成23年度	3,271,211	303,574	9.3%
	平成24年度	3,258,129	378,687	11.6%
	平成25年度	3,289,819	484,938	14.7%
	平成26年度	3,377,644	599,967	17.8%
事業所税	平成23年度	111,203	4,635	4.2%
	平成24年度	115,824	6,730	5.8%
	平成25年度	118,821	8,990	7.6%
	平成26年度	117,212	11,270	9.6%

※ 固定資産税(償却資産)及び事業所税については、東京都特別区分(東京都への申告分)を含む。

※ 全申告件数は、各団体において把握している当該年度内に受け付けた申告の全件数(電子申告、紙申告の合計。過事業年度分を含み、訂正・予定・中間・確定・修正申告等の申告の区分を問わない)。

※ 電子申告による申告件数は、当該年度内に受理した電子申告による申告件数から、各団体において重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除いた件数。

給与支払報告書の電子的提出のイメージ



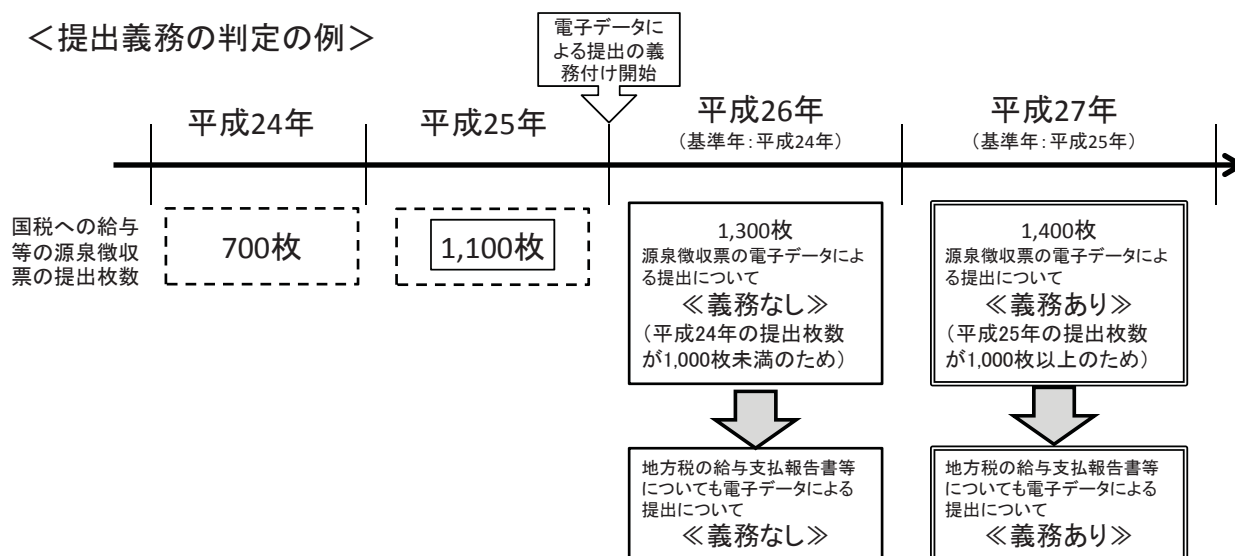
給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務

国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により行わなければならないこととする。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について適用。

(※)基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

＜提出義務の判定の例＞



源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(抄)
(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定)

(具体的施策の内容)

1. 国民の利便性向上
- (2) 法人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-10 源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化と提出一元化	現在、国税の源泉徴収票と地方税の給与支払報告書は、それぞれ国と地方に提出されているが、マイナンバーの利用開始に合わせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みを構築する。

国税連携の概要

国税連携の概要

○ 国税庁と地方団体の間で以下のデータのやりとりを行うための仕組み。

- ① 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信
- ② 法定調書(※1)の国税庁から市区町村へのデータ送信
- ③ 扶養是正情報等(※2)の市区町村から国税庁へのデータ送信

○ 国税連携の主な特徴は以下のとおり。

【所得税確定申告書、法定調書】

- ・入力ミスによる課税誤り等のリスク解消
- ・入力作業外注に伴う個人情報漏洩リスクの解消
- ・パンチ入力が増減
- ・分離・複写業務等が大幅に減少し、事務の効率化
- ・全ての団体で同じ種類の資料の入手が可能

【扶養是正情報等】

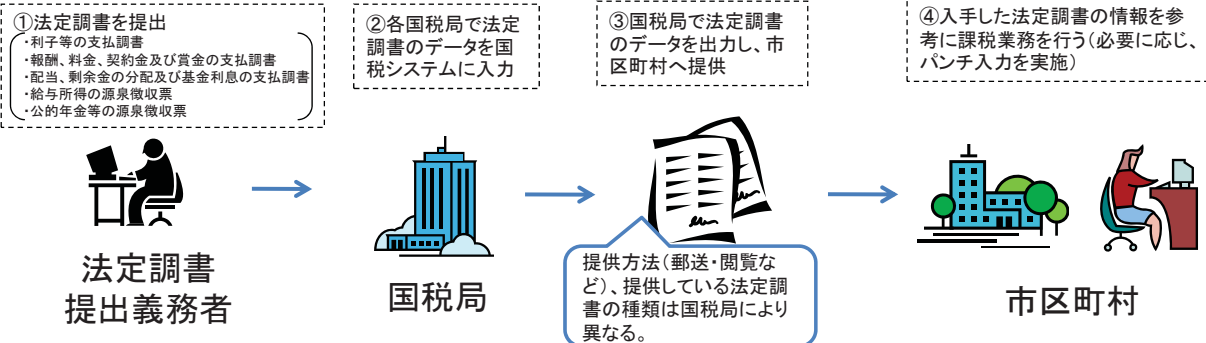
- ・市区町村にとっては、電子化による業務の標準化、事務の効率化が進む可能性
- ・国税当局にとって、従来紙で受け取っていた情報を電子的に受領することで業務の効率化

※1 所得税法、相続税法、租税特別措置法等の規定により税務署に提出が義務づけられている書類。現在、5種類の法定調書が電子的に国税庁から市区町村へ提供されている。(利子等の支払調書・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書・給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票)

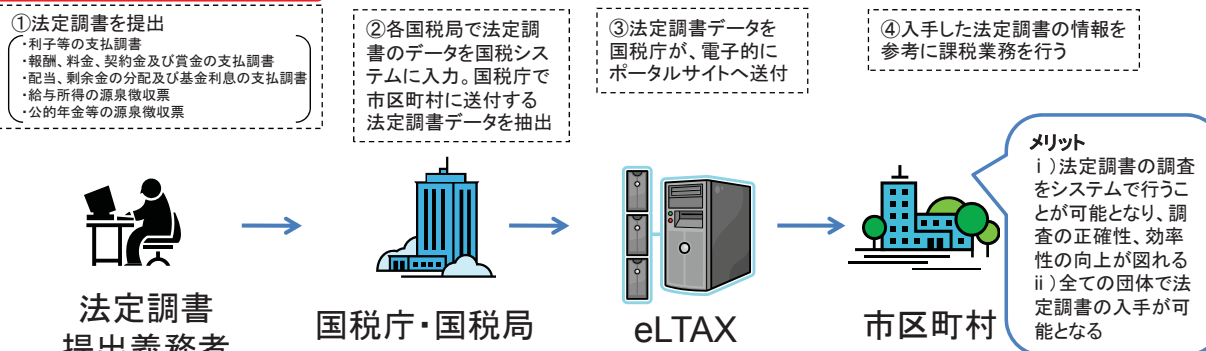
※2 市区町村の税務調査により、扶養の誤り、過少申告、申告漏れ等を把握し所得の変更を行った結果を国税庁に提供するもの。

国税連携(法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信)のイメージ

平成24年度まで



平成25年5月以降



資料 2 情報セキュリティに関する 対応

情報セキュリティに関する対応

平成27年6月12日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
総務省大臣官房企画課個人番号企画室長

社会保障・税番号制度の準備に伴う既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける
個人情報の標的型攻撃対策の徹底について(通知)

今般、日本年金機構において、大量の個人情報が流出するという事案が発生しました。
この事案は、同機構の職員がいわゆる「標的型攻撃メール」により端末がマルウェアに感染し、個人情報がインターネットに流出したものと報道されています。同機構においては、インターネットに接続されたネットワーク(以下「情報系ネットワーク」という。)と業務用ネットワークとは分離されておりましたが、同機構の職員が業務用ネットワークから情報系ネットワークに個人情報を移動・保管する等の不適切な運用を行ったことにより、回線の分離が事実上無効化され、個人情報の流出につながったと考えられます。

本事案の発生を受け、また本年10月から社会保障・税番号制度が施行されることから、各地方公共団体の情報セキュリティ対策に対しては、更なる強化が求められることとなります。

特に、貴都道府県内市区町村におかれては、本年6月末から7月にかけて、準備行為として個人番号とすべき番号の仮付番を実施することとなりますが、仮付番後にこれらの個人番号とすべき番号を含む個人情報を狙った新種のマルウェアによる「標的型攻撃」を受ける可能性があることから早急な対策が必要です。

つきましては、仮付番に係るシステム構成や個人情報の取扱いの状況を確認の上、
・ 既存住基システムに接続されたネットワーク(以下「基幹系ネットワーク」という)と情報系ネットワーク(LGWANを除く。以下同じ。)を物理的に切断し通信不可能な状態にする
・ 既存住基システムに保存されている個人情報は、基幹系ネットワークでのみ使用し、又は情報系ネットワークから遮断された環境で使用する
・ 業務に利用している端末を両ネットワークの共用端末としない
など、仮付番開始までに個人情報の流出防止のための十分な対策を実施していただくようお願いいたします。
※ 団体内統合宛名システムについても、個人番号とすべき番号を含む個人情報を保存する場合には、既存住基システムと同様の対応が必要となります。

また、既存住基システム及び団体内統合宛名システム以外の情報システムについても、個人番号とすべき番号を含む個人情報の保有に向け、別途適切な対応を行うようお願いいたします。

基幹税務システムにおける特定個人情報の漏えい防止等の徹底について①

(平成27年10月16日総務省自治税務局企画課長通知(総税企第103号))

総務省では、これまでも「税務情報の標的型攻撃対策の徹底について」(平成27年6月15日付け総務省自治税務局企画課事務連絡)等により、税務情報の流出防止のための十分な対策の実施をお願いしてきたところです。

貴都道府県におかれては、既に必要な対策を実施されているところと存じますが、本年10月5日から社会保障・税番号制度が施行されるとともに、平成28年1月1日からは地方税に関する個人番号を利用した事務が開始されることから、下記の事項を徹底していただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知するとともに、確実に対策を実施するよう助言等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 基幹税務システム及び当該システムに接続されている端末については、可及的速やかに、インターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができない状態とすること。

その際、総務省地域力創造グループにおいて、基幹税務システムを含む地方団体の情報システムについて「自治体情報セキュリティに係る攻撃リスクの低減のための対策強化」の策定に向けた検討を行っていることから、当該進捗の状況を参考にすること。

基幹税務システムにおける特定個人情報の漏えい防止等の徹底について②

(平成27年10月16日総務省自治税務局企画課長通知(総税企第103号))

- 2 本年10月5日に改正された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）において、地方公共団体等が講じなければならない技術的安全管理措置として「個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う」ことが求められており、各地方団体においては、特定個人情報ファイルを保有するまでの遅くとも平成27年12月末までに、高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う必要があること。また、既に実施済みの特定個人情報保護評価についても、ガイドラインに即した内容となっていること。
- 3 地方団体が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であることから、各地方団体において税務情報を取り扱う際には、ガイドラインにおいて組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物的安全管理措置及び技術的安全管理措置として以下の項目を含む複数の手法が例示されていることを踏まえ、十分な漏えい対策を講じること。
 - (1) 不正アクセス、ウイルス感染の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施する。
 - (2) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。
 - (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
 - (4) 事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード、生体情報等が考えられる。
 - (5) 定期に及び必要に応じ随時にログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する。
 - (6) 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用する。

資料 3 マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ① **悉皆性** (住民票を有する全員に付番)
- ② **唯一無二性** (1人1番号で重複の無いように付番)
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性** (見える番号)
- ④ **最新の基本4情報** (氏名、住所、性別、生年月日) と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



付番

- **市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。**（第7条第1項）
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、**12桁**を予定。

变更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは**、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）
- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

番号生成機
関

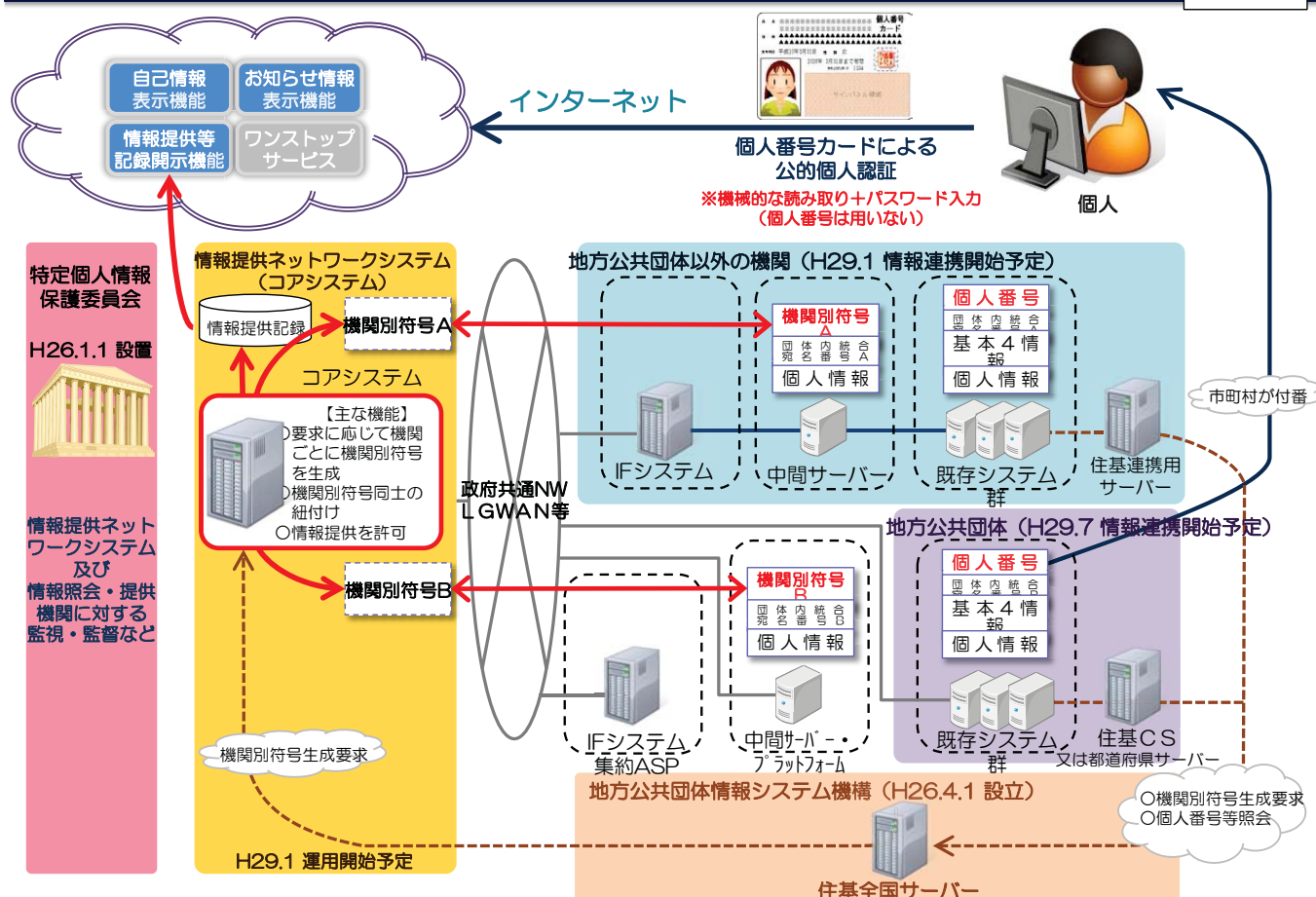
付番

- **国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。**（第58条第1項）
- ※所管は国税庁。
- ※法人番号の桁数は、**13桁**を予定。
- **国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。**（第60条）
- **法人番号の付番対象**（第58条第1項、第2項）
- ① 国の機関及び地方公共団体 ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
- ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等であって、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法
- 人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、
検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
 - 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
 - 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用
- ※法人等の基本３情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

內閣官房
資料



個人番号の利用範囲

内閣官房
資料

別表第一(第9条関係)

社会保障分野	年金分野	⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>
災害対策分野		⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒ <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって 地方公共団体が条例で定める事務 に利用。		

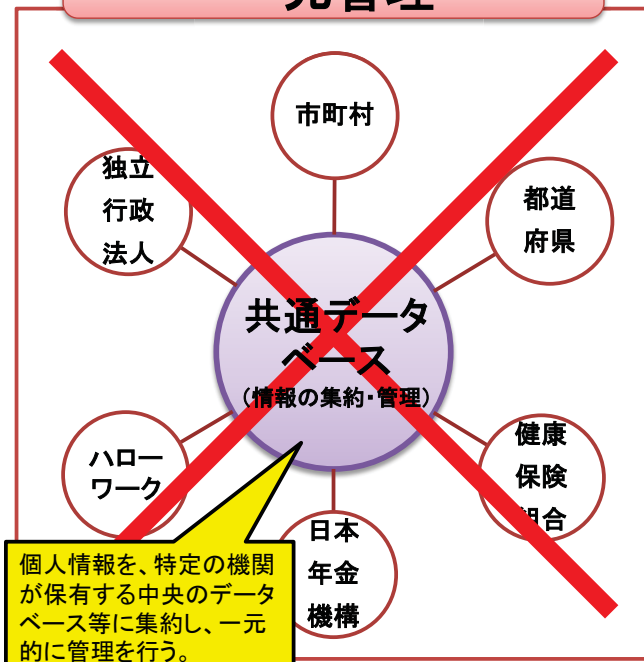


個人情報の管理の方法について

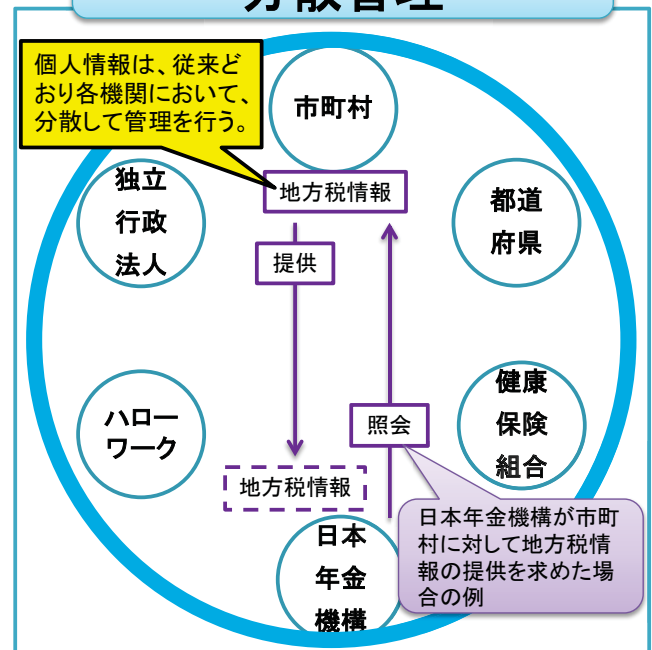
内閣官房
資料

- ✗ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



特定個人情報保護評価の概要

内閣官房
資料

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第26条・第27条

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日公布、4月20日施行）

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表、4月20日適用）

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

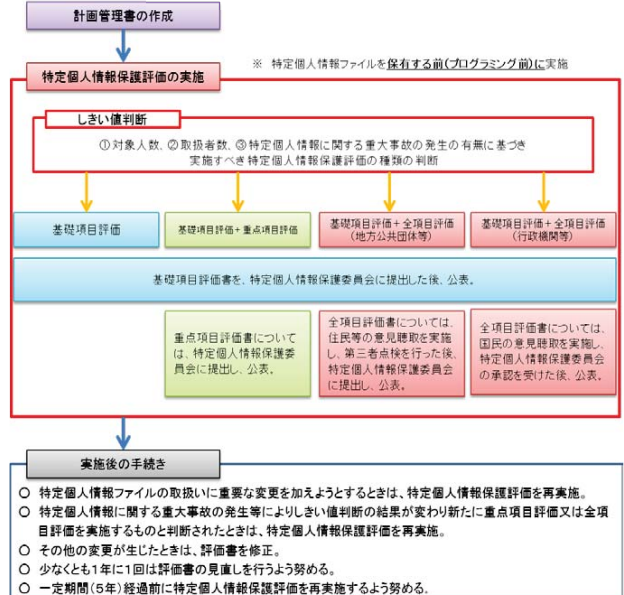
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
- ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

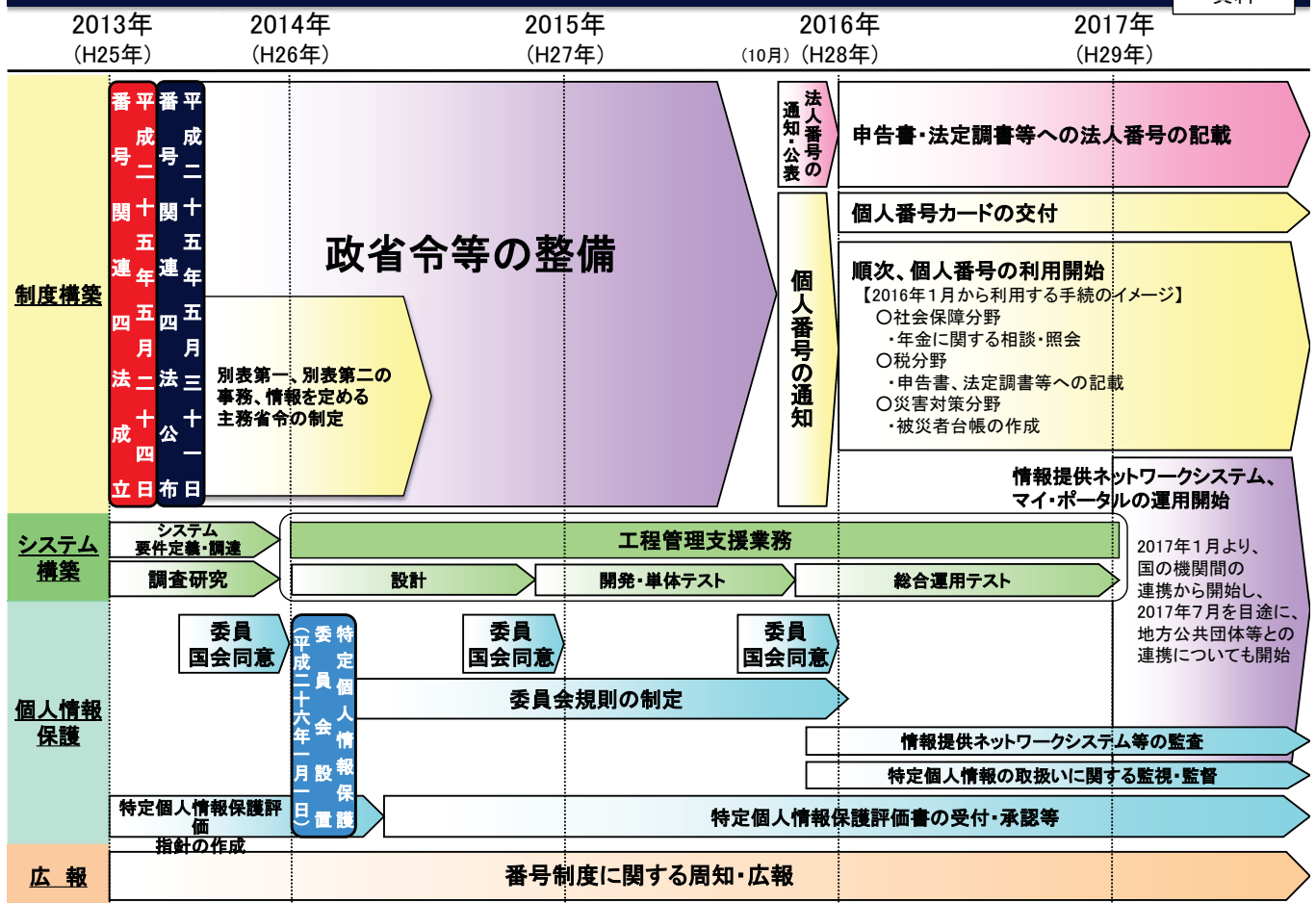
- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



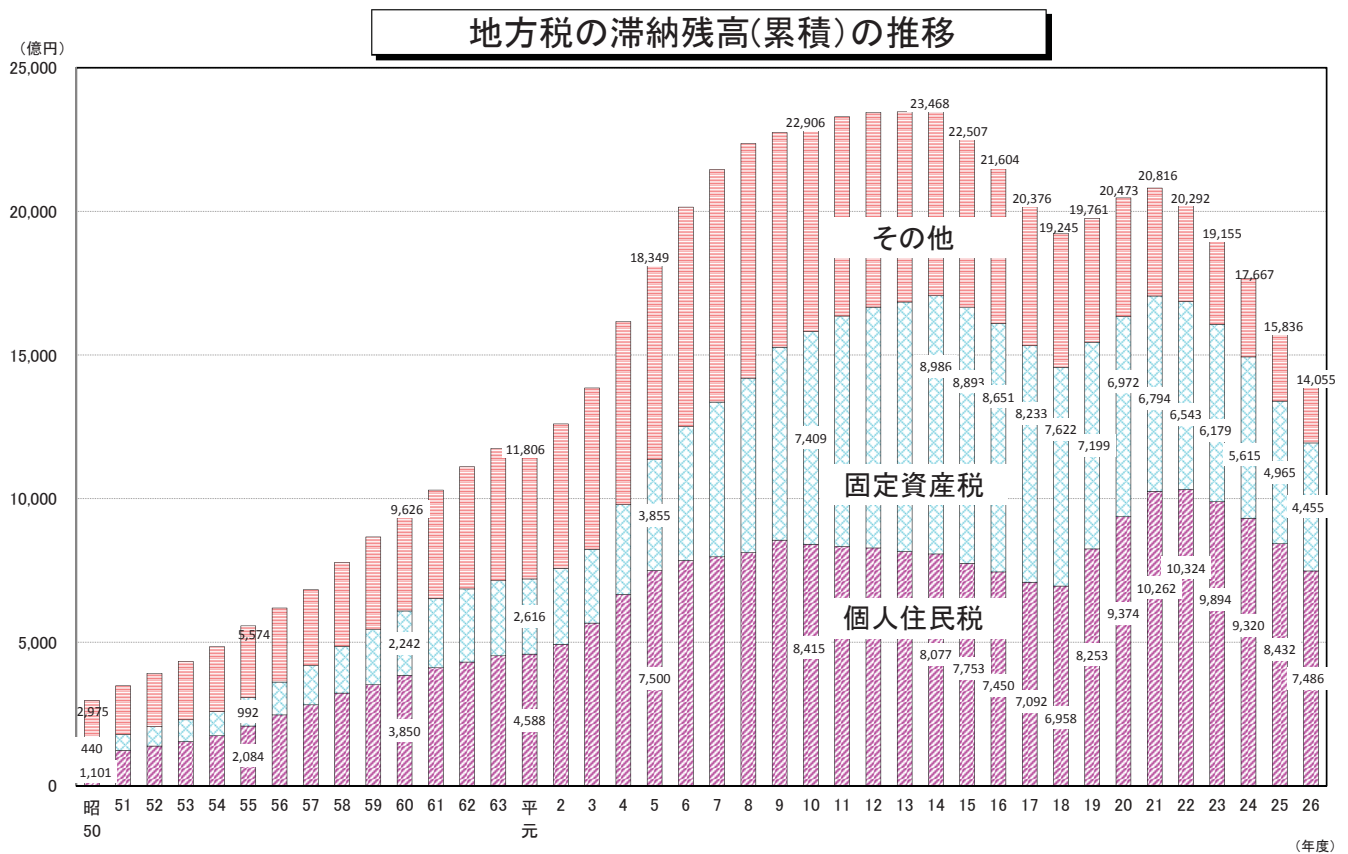
社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

内閣官房
資料



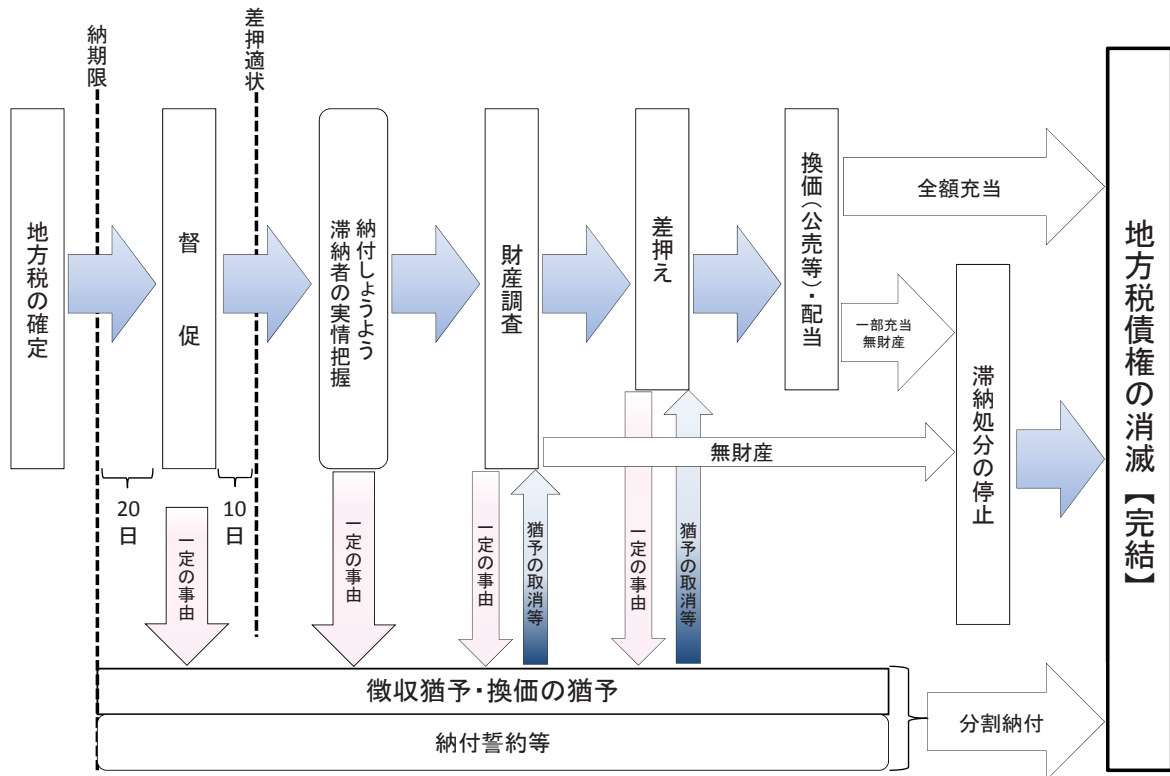
資料 4 マイナンバー導入後の 税務行政

①地方税徴収の現状

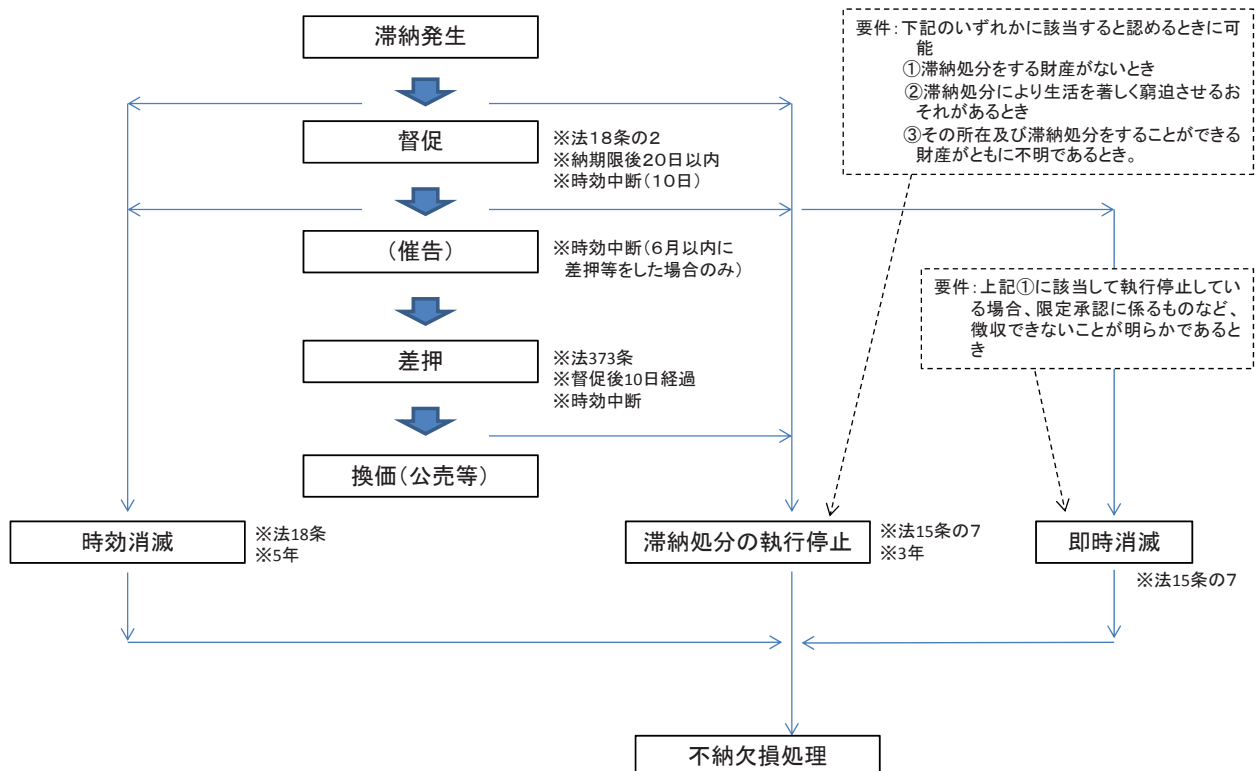


(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

徴収手続きの流れ(イメージ)



不納欠損処理の流れ



税務職員数の推移

年度	都道府県	市町村	地方計		国	
	実数	実数	実数	指数	実数	指数
	人	人	人		人	
昭50	26,123	62,884	89,007	100	52,440	100
55	25,096	62,437	87,533	98	52,789	101
60	24,107	61,709	85,816	96	52,852	101
平2	23,512	61,377	84,889	95	55,029	105
3	23,308	61,352	84,660	95	55,679	106
4	23,075	61,593	84,668	95	56,230	107
5	22,856	61,887	84,743	95	56,589	108
6	22,716	62,156	84,872	95	56,752	108
7	22,733	62,059	84,792	95	56,961	109
8	22,559	61,986	84,545	95	57,108	109
9	22,601	61,890	84,491	95	57,202	109
10	22,544	61,546	84,090	94	57,199	109
11	22,303	61,273	83,576	94	57,100	109
12	21,562	60,956	82,518	93	56,916	109
13	21,015	60,608	81,623	92	56,718	108
14	20,709	60,253	80,962	91	56,466	108
15	20,630	59,756	80,386	90	56,315	107
16	20,633	59,105	79,738	90	56,239	107
17	20,498	57,393	77,891	88	56,185	107
18	20,377	56,947	77,324	87	56,159	107
19	20,002	56,131	76,133	86	56,185	107
20	19,640	55,343	74,983	84	56,216	107
21	19,295	54,823	74,118	83	56,240	107
22	18,848	54,167	73,015	82	56,261	107
23	18,776	53,734	72,510	81	56,263	107
24	18,598	53,242	71,840	81	56,194	107
25	18,321	52,868	71,189	80	55,856	107
26	18,250	52,736	70,986	80	55,790	106

(注) 1 地方の数値は各年度の「課税状況調査」による。
2 国の数値は国税庁における定員である。
3 指数は、昭和50年度を100として算出している。

②マイナンバーによる税務行政の変化

マイナンバー導入により想定される税務行政上の効果

①同一性確認の効率化

- 現状では、市町村が所得情報をそれぞれ独自に管理しているため、例えば他の市町村に居住する被扶養者等の所得額の調査等に当たっては、対象者を住所・氏名などの情報で検索し、特定している。この場合、外字使用、転居に伴う住所変更、結婚等に伴う改姓等の支障があって情報が一致しなければ直ちには特定できない。
 - マイナンバーを用いることで、別個に管理されている情報であっても対象者の特定が正確かつ効率的に行われる。
→X市の税務部局がY市の税務部局に「A氏」について照会した際に、Y市の税務部局が情報を把握している「A氏」と間違いなく同一人物であることを容易に確認できる。
- 【具体的な事例のイメージ】 扶養控除に係る二重扶養の有無を確認する際の調査の精度向上・迅速化

②税務情報の名寄せ

- 現状では、報酬支払調書などの法定調書により得られる税務情報を申告情報の内容と突合する際に、個々の対象者について住所・氏名などの情報を基に名寄せを行うため、大量の情報を扱う場合には手作業では限界があり、また、記載ミス、外字使用等によって情報が一致しなければ正確な名寄せができない。
 - マイナンバーを用いることで、複数の税務情報の中から特定の対象者を自動的に特定し、当該対象者に関する情報を正確に抽出して調査することができる。
→X市のA氏に係る報酬支払調書の情報と確定申告の情報とを容易に名寄せして、突合することができる。
- 【具体的な事例のイメージ】 法定調書等による税務情報の効率的な名寄せによる未申告の所得の洗い出し

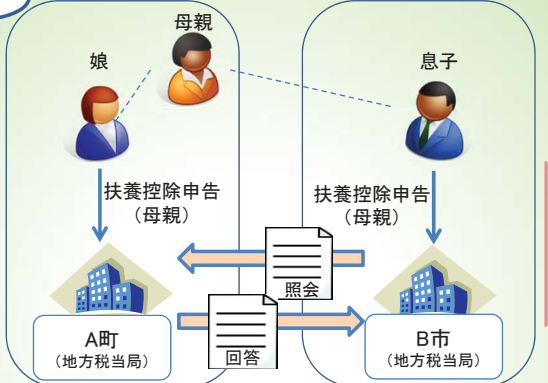
③税務関係情報のマッチング

- (現状において実施できるものではないが、)金融及び固定資産情報と所得情報をマッチングすることによって、資産に関連する所得をより正確に把握・確認することができる。
→固定資産情報に関連する所得情報(家賃収入、譲渡益等)を把握し、申告情報等と突合することができる。

扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになる。

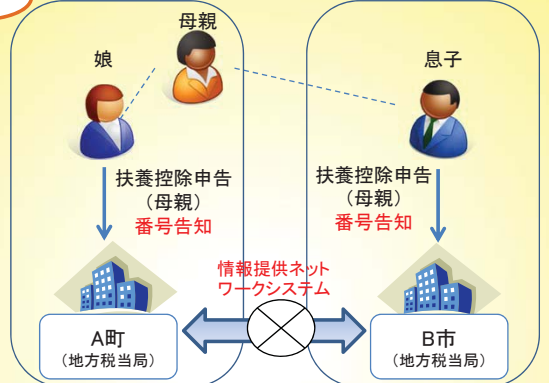
現状



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA市に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA市に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA市にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

今後



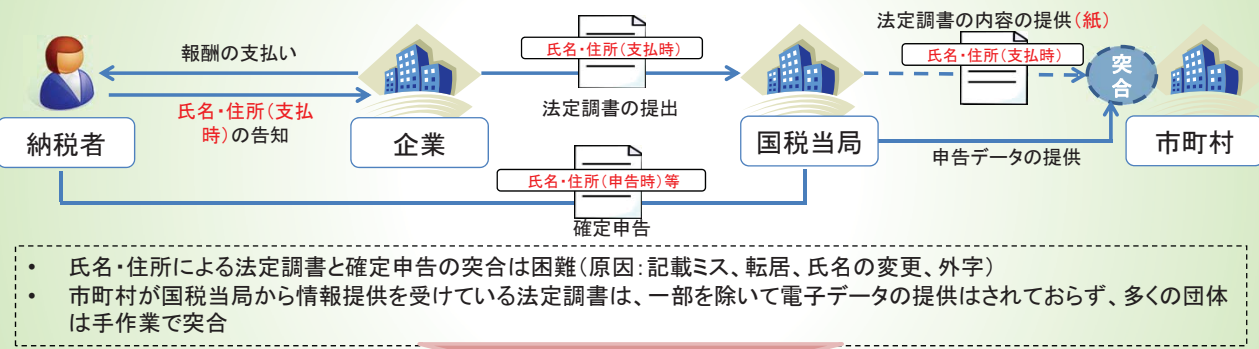
情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A市は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

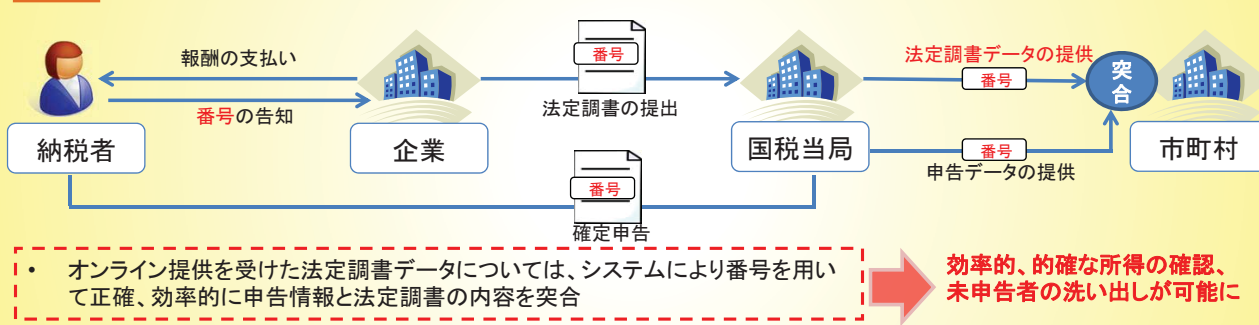
法定調書の名寄せの精度向上について

国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



今後



地方税分野における番号制度の利用場面

① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- eLTAXを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

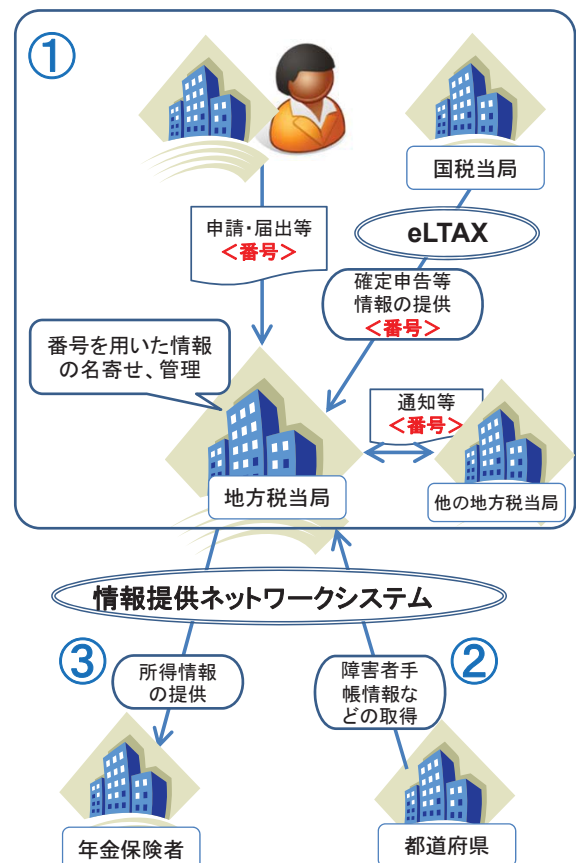
② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略



※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成26年7月現在)。

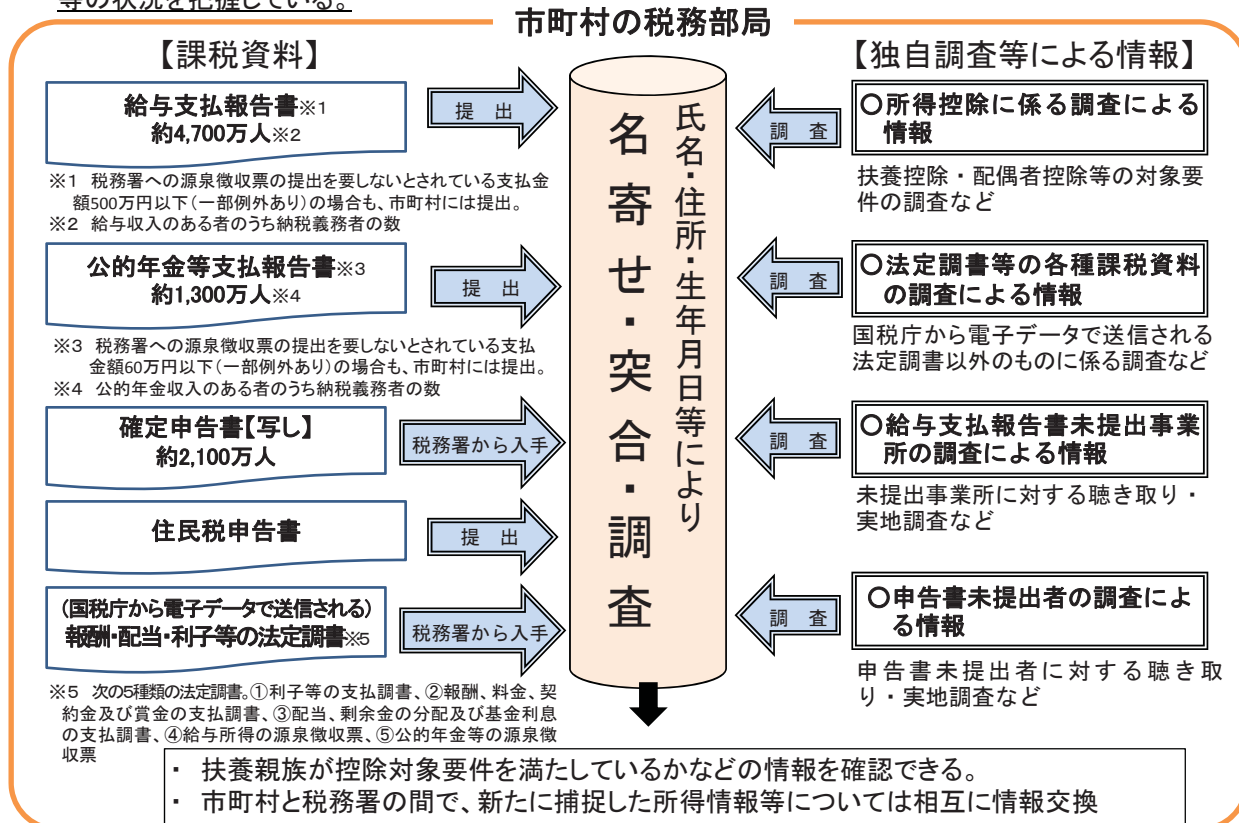
所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
年金	厚生労働大臣	国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
福祉 (児童福祉)	都道府県知事、 市町村長	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務
福祉 (老人福祉)	市町村長	老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務
福祉 (養育医療)	市町村長	母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務
福祉 (障害者福祉)	都道府県知事、 市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
労働等 (学資の貸与)	独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務

利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



資料 5 マイナンバー活用の 展開と課題

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔5〕歳入改革、資産・債務の圧縮

（1）歳入改革

① 歳入増加に向けた取組

（基本的考え方）

「デフレ脱却・経済再生」を加速することにより、経済成長と税収増をより確実なものとする。あわせて、「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現する。

（改革の基本方針）

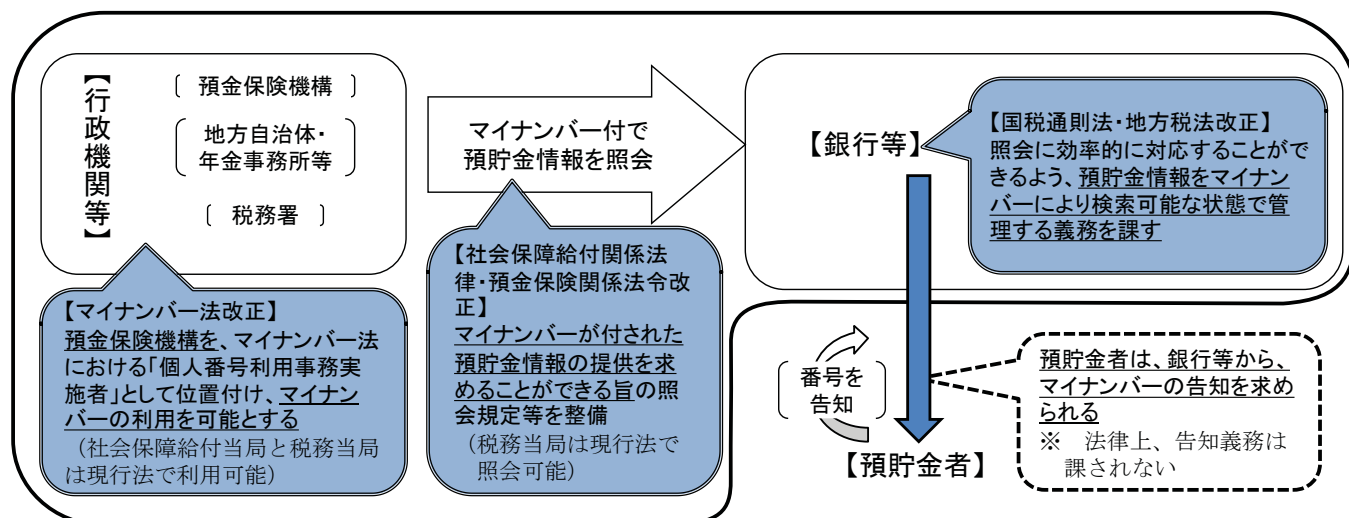
- i) 経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等に伴う税収拡大の実現・企業の新陳代謝、労働の移動を促進する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支える。こうした取組による「経済構造の高度化、高付加価値化」を通じて新たな税収増を実現する。
 - ・「公的サービスの産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、経済全体に占める企業等民間のシェアが向上し、課税ベースが拡大することで、新たな税収増を生み出す。
- ii) 課税等インフラの整備
 - ・マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。
- iii) 税外収入の確保
 - ・国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的に確保していく。

預貯金付番に係る法整備の概要

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 マイナンバー等分科会（第8回、平成27年2月16日開催）内閣官房提出資料を基に総務省において一部改変

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法・地方税法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預貯金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。（平成30年1月からの利用開始を予定）

（注）内閣官房において関係の法律改正を一括法案として平成27年3月10日提出。



【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預貯金口座等に対する付番状況を踏まえて、必要と認められるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

固定資産課税台帳について

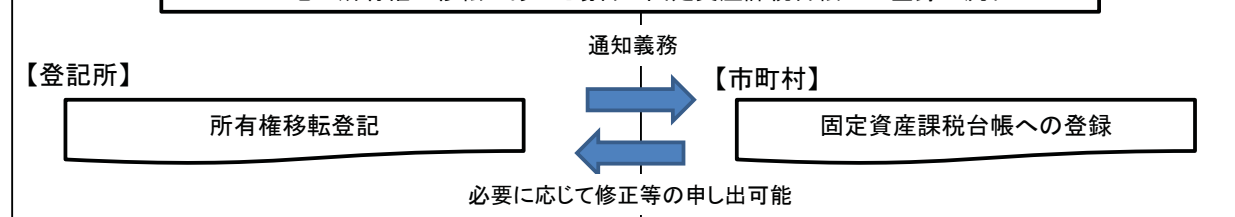
- 固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である価格を明らかにするために、市町村に備えなければならないもの。

固定資産(土地)課税台帳への登録事項

固定資産(土地)課税台帳は、登記簿に登記されている土地について所要の事項を登録するもの

- ・土地所在の市、区、郡、町、村、字
- ・地番
- ・地目
- ・地積
- ・所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称
- ・所有権の登記のない土地については所有者の氏名又は名称及び住所、所有者が二名以上であるときはその持分
- ・当該土地の基準年度の価格又は比準価格

土地の所有権の移転があった場合の固定資産課税台帳への登録の流れ



※ ただし、以下の場合、所有者に関する情報について、登記簿と固定資産課税台帳で異なる場合がある。

- ① 所有者(個人)が賦課期日前に死亡しているとき
- ② 所有者(法人)が賦課期日前に消滅しているとき
- ③ 人的非課税(第348条第1項)の者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

※ また、住所の変更があった際に登記の変更の申請が行われないなどにより、所有者の住所に関する情報について、登記簿と固定資産課税台帳で異なる場合がある。

固定資産税台帳の改正イメージ

土地課税台帳及び土地補充課税台帳

土地の所在		地 番		等 級	
地 目	地 積	年 度	課 税 標準額	価 格 標準額	内 歩 留
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事 由	事 由	事 由	事 由	事 由	事 由
住 所	氏 名 又 は 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	住 所	氏 名 又 は 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号
現に所有している者、所有者とみなされる者	現に所有している者、所有者とみなされる者	現に所有している者、所有者とみなされる者	現に所有している者、所有者とみなされる者	現に所有している者、所有者とみなされる者	現に所有している者、所有者とみなされる者
住 所	氏 名 又 は 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	住 所	氏 名 又 は 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号
登記 年 月 日	登記 年 月 日	登記 年 月 日	登記 年 月 日	登記 年 月 日	登記 年 月 日
敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称
要 要	要 要	要 要	要 要	要 要	要 要

第24号様式記載要領

- 1 登録した価格を修正する場合においては失書をもってし、その旨「摘要」の欄に記載すること。
- 2 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第2項後段、第4項、第6項及び第7項の規定によって固定資産税を課されることとなる者を登録すること。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、質権者、地上権者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第2条第9項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第10項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 敷地権の表示に係る権利が所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権である土地にあっては、敷地権の表示のされた区分所有者に係る家屋の所在及びその建物の名称を「敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称」の欄に記載するとともに、「摘要」の欄には敷地権の種類を記載すること。
- 5 土地課税台帳及び土地補充課税台帳は、地番順に作成し、大体200葉をもって1冊とし、下記様式の表紙を付けること。

郡	町大字
市	村
土 地 課 税 台 帳	
(土地補充課税台帳)	
何 市 区 役 所	何 町 村 役 場

- 6 共有に係る土地にあっては、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。なお、所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権の共有持分が専有部分の敷地権として表示されている土地にあっては、「家屋番号」の欄に共有持分に対応する専有部分の家屋番号を記載すること。

共 有 者 氏 名 表													
土地の所在		地 番		等 級		共有者氏名表		共有者氏名表		共有者氏名表		共有者氏名表	
登 記 年 月 日	事 由	年 度	価 格	課 税 標準額	住 所	氏 名 又 は 名 称	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	家 屋 番 号	登 記 年 月 日	事 由	年 度	価 格	課 税 標準額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- 7 土地課税台帳は、従来の土地台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。
- 8 法第349条の3、法第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあっては、その旨(法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあっては、その旨)「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
- 9 「課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあっては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあっては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地については、これらの額に代えて法附則第28条第1項各号に定める額若しくは同条第2項各号に定める合算額又は比準課税評価額(比準課税評価額が二以上ある場合には、これらの合算額)をその区分を明らかにして登録すること。
- 10 法附則第19条の3の規定を受ける市街化区域農地(法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において当該市街化区域農地に係る法附則第19条の3第1項に規定する課税標準額となるべき額を「摘要」の欄に登録すること。
- 11 法附則第17条の2第1項の規定の適用を受けるものについては、その旨を明らかにする表示を「摘要」の欄に記載すること。
- 12 この様式は、市町村の必要に応じて、適宜修正することができるものであること。

固定資産課税台帳に付番する際の課題

課題① 固定資産課税台帳には、本人確認情報のうち2情報(氏名・住所)しか記載がない

- 土地・家屋については、自治体は基本的に登記簿の情報に基づいて2情報で所有者を把握・課税。
- 同一氏名(名称)・同一住所(所在)の個人(法人)が存在する2情報では誤って別人格の番号(個人番号・法人番号をいう。以下同じ。)を紐付ける恐れがあり、J-LISへの照会による番号の付番が困難。
(例)・集合住宅は全員同じ住所となっており、そこに同姓同名がいる場合
・住基ネット上で外字が正確に表記されず、集合住宅において同姓同名の別人格の番号と紐付く場合
- また、2情報により自治体側からJ-LISへ照会することはできるが以下の制限がある。
 - ・1万件以上の照会を行う場合は事前に申告しなければならない(予定)
(参考) 4情報で40万件を検索する場合、約5時間半の処理時間を想定
※ネットワークの転送時間は除く。また、1回の検索で個人が特定でき、他団体からの検索がないことが前提
 - ・照会要求ファイルの作成及び照会結果ファイルの取込み作業は自治体側で実施しなければならず、システム改修が必要

課題② 固定資産税は賦課課税であり、土地・家屋は納税者からの申告がない(償却資産は申告制度あり)

- 土地・家屋については、減免申請書や新築住宅特例の申告書はあるものの、納税者全体からするとごく僅かである。
- 納税通知書の送付時などに個人番号の自主的な申告を求める通知を同封し、本人確認書類とともに任意に返送して貰う方法も考えられるが、土地・家屋の納税者は各4000万人程度であり、膨大な事務作業と費用が生じること、また、法的義務はなく、どれだけ収集できるか不明。

課題③ 登記所には4情報(氏名・住所・生年月日・性別)はあるが、番号の利活用ができない

- 登記申請の際、附属書類として住民票を添付させており、登記所には4情報がある。自治体においてこの4情報を調査しJ-LISへ照会することで番号の取得が可能であるが、紙媒体のため、調査には膨大な時間がかかる。
- 登記簿を変更する際、所有者はまず登記所に申告するため、登記所から変更後の4情報が通知されれば、4情報によってJ-LISへ照会することで番号の取得は可能。
- 現在の申告の添付書類には住民票が添付されており本人確認が可能であることから、番号法の改正により、現行の事務手続きを変更することなく、番号の取得・利活用が可能となる。

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 マイナンバー等分科会(第8回、平成27年2月16日開催) 内閣官房提出資料

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄
Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

マイナポータルの利用場面について

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(抄)
(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定)

(具体的施策の内容)

1. 国民の利便性向上

(1) 個人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-1 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供	国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。 その際、マイナポータルの新たな機能を活用し、年金保険料の納付や免除手続等に関するきめ細かい情報提供、入力省力化、オンライン納付、アクセスデバイスの多様化等の利便性の高いサービスを一体的に提供する。
1-2 国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)の導入	国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせて、①通知機能を活用して、免除に該当する可能性のある者に対して免除手続に関する情報を提供し、②当該者がマイナポータルを利用して簡便に免除申請を行えるような仕組(通称「ワンクリック免除申請」)の導入を図る。
1-3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータルに通知するとともに、②各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。
1-4 マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータルに通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにする。

税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービス(イメージ図) (マイナポータル画面のイメージ)

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム

電子私書箱

よくある質問

お問い合わせ

検索

音声読み上げによる閲覧

English

官民から送付されてくるあらゆるドキュメントを受領できる電子的な私書箱。例えば、確定申告に必要な生命保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書を電子私書箱で受領・保存することができるなど、他の手続きに必要な書類の受け皿としても使用することが可能

お知らせ

平成29年x月xx日 今日から確定申告が始まりました

平成29年x月xx日 〇才児予防接種のご案内

平成29年x月xx日 国民年金保険料の納付手続はお済みですか？

平成29年x月xx日 国民年金保険料の免除を受けられるかもしれません

平成29年x月xx日 自動車税の納期限は〇月〇日です。

平成29年x月xx日 医療費通知が届いています

マイナポータル

マイナンバー

国税・地方税・年金等に関する手続き

例：所得税(住宅ローン控除、医療費控除等) 贈与税 等

国税に関する手続き

- 申告手続き
- 納付手続き
- その他申請・届出 等

例：自動車税・軽自動車税 等

地方税に関する手続き

- 申告手続き
- 納付手続き
- その他申請・届出 等

年金に関する手続き

- 国民年金保険料の納付手続き
- 免除申請
- その他申請・届出 等

その他社会保障に関する手続き

各サイトに移動する際は、IDやパスワードの入力を要しない(※)など、あらゆる手続きをシームレスに完結

※ 初回は別途ログインが必要

フラッシュ型通知サービスの活用により、例えば、国民年金保険料未納者に対して納付を促したり、免除該当者に対して免除手続きの案内を通知することが可能に

インターネットバンキングやクレジットカード決済を活用し、インターネット上での納付が可能に

(参考) 個人番号利用事務に関する番号法の規定

個人番号利用事務(番号法第9条第1項)

別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

別表第一(第九条関係)

十六 都道府県知事 又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。
---------------------	---



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

(平成26年内閣府・総務省令第5号)

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務

【個人番号を利用する行政事務等の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村長	地方税法による配偶者控除の適用に関する事務
市町村長	地方税法による扶養控除の適用に関する事務

資料 6 地方税における ICT の
活用／地方税の徴収確保
対策の課題（東京都）

地方税におけるICTの活用

地方税の徴収確保策の課題

東京都主税局



ICTの活用例

《収納方法の多様化》

- ・ コンビニ収納
- ・ クレジット納税
- ・ Pay-easy

《地方税の電子化》

- ・ e L T a x
- ・ O S S

《基幹システムの活用》

- 《滞納処分の改善》
 - ・ インターネット公売
- ・ 住基ネット
- ・ マイナンバーの導入



インターネット公売の成果

平成16年7月に都が初めて実施、平成19年度に国税徴収法の改正

役所（税務署）の会議室
で入札

限られた専門業者が参加

売却価格が低い

不動産（や電話加入権）
が中心



インターネットで自宅等から参加可能

誰でも参加可能

一般的なオークション価格で売却可

動産やレア物でも換価処分が可能
（滞納処分の対象となる財産が弾力化）

— ICTの活用 —



コンビニ収納の効果

銀行等の金融機関

自治体（役所）の窓口



コンビニエンスストア

納入できる時間の拡大
都市部では店舗数が多い

納税者の利便性が向上 ⇒ 納期内納税率の向上

— ICTの活用 —



eLTAXのさらなる活用 (地方税電子化)

《現在の機能》

電子申告・申請・届出受付
(法人関係税、償却資産)

給与支払報告書等の提出
年金に係る住民税特別徴収
手続

[電子納税]



《今後の活用の可能性》

①給与に係る住民税の特別徴収手続の簡素化

(特別徴収の通知、納付
手続の一本化)

⇒年末調整等への対応
が可能になれば、現年
課税も実現できる

— ICTの活用 —



住民税特別徴収事務の簡素化（案）

《現 状》

- 自治体から特別徴収義務者（給与支払者）に個別に通知
- 特別徴収額を市町村ごとに毎月納入



《簡素化後》

- 電子情報による通知（給与システムへの入力省力化）
- 一覧表（市町村別内訳）を作成し、全市町村分の合計額を一括して納入
- 内訳に基づき各自治体に精算払込み（納入金の流れは新たに構築が必要）

— ICTの活用 —



《eLTAX今後の活用の可能性》

②個人住民税の電子申告の実現

⇒所得税についてはe-TAXで実施済み

③軽自動車税課税事務の電子化

⇒登録自動車については、OSSで対応済み

④口座振替等によるダイレクト納付

⇒国税についてはダイレクト納付実施済み

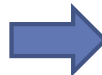
－ ICTの活用 －



住基ネット・マイナンバー

《現 状》

- ・ 個人住民税の課税資料
- ・ 納税通知書等の返戻調査
- ・ 相続人の調査
など



《今後の活用の可能性》

- ・ 総合課税実現のための資産・所得情報の集約
- ・ 各種控除等の要件確認
- ・ 世帯単位の所得把握
- ・ 各種行政手続の電子化・ポータル化
など

－ ICTの活用 －



登記情報とのデータ連携

《実施中のもの》

- ・ 登記済通知の電子化
- ・ 固定資産の価格の通知の電子化

《今後活用等が考えられるもの》

- ・ 添付図面（電子ファイル）の活用
- ・ G I S データとの連携
- ・ 評価証明の電子情報の活用
（登録免許税算出のための評価証明書の省略）
- ・ 所有者等権利者情報のマイナンバー対応

－ ICT の活用 －



地方税徴収確保のための方策

《課税の適正化》

- ・ 固定資産税における
死亡者課税
（相続人の特定等）
- ・ 納税管理人制度
（外国人対策）

《徴収対策》

- ・ 徴収嘱託制度
- ・ 固定資産税の担保権との
調整
- ・ 自動車代位登録制度
- ・ 個人住民税の徴収の特例
- ・ 差押不動産の立入調査
- ・ 搜索の立会人 など

－ 徴収確保策の課題 －



固定資産税における死亡者課税

- 固定資産税は、いわゆる台帳課税主義、表見主義を採用
- このため、賦課期日現在死亡しているにもかかわらず、死亡の事実を知らずに当該者を納税義務者とした賦課処分（いわゆる「死亡者課税」）が発生しやすい
- 「死亡者課税」は、重大かつ明白な瑕疵ある行政処分であり当然に無効とされている
- 無効状態を治癒するためには、膨大かつ煩雑な相続人特定調査を行う必要があり、各市町村とも処理が追いつかない現状

— 徴収確保策の課題 —



死亡者課税対策

現状と課題

- 高齢化社会の進展を背景に、「死亡者課税事案」の更なる増加が懸念
- マイナンバー制度（H29年7月予定）の導入により納税者死亡事実が顕在化しやすい環境へと移行
→ 表見主義を建前として「死亡の事実を知らずに課税」という弁明が困難となる可能性
- 核家族と少子高齢化社会の進展に伴う相続人不存在事案の増加
→ 相続財産管理人選任手続が困難、空き家化問題にも繋がるおそれ
- 違法・無効を主張した住民監査請求、不当利得を理由とした返還請求訴訟の可能性

考えられる対応策

- 「現に所有している者」の適用要件の緩和・拡大（地税法 § 343 ②後段）
- 「相続人届」「現に所有している者届」制度の創設・義務化等（地税法 § 9の2の拡充）
- 相続登記促進策（不動産登記法）
- 国税当局による相続税申告情報の提供（相続税法、行政共助規定の拡充）
- 相続財産管理人選任手続きの簡素化（民法 § 952等）

— 徴収確保策の課題 —



納税管理人制度

- 地方税法の規定

「納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうち当該事項に便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。」

「・・・税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。」（平成10年追加）

- 実際の問題

日本国内に居住する場合は、ほとんど選任の必要はない。

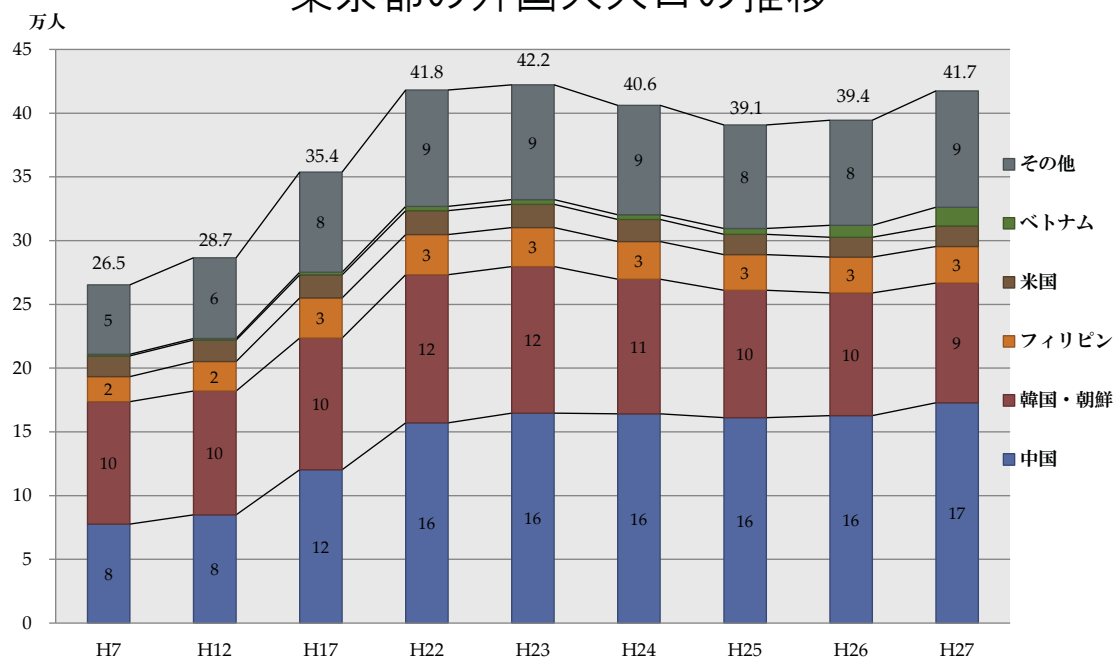
☆外国人による不動産の取得の例

☆多数の所有者の共有による会員制（リゾート）マンション

— 徴収確保策の課題 —



東京都の外国人人口の推移



出典：東京都の人口（推計）

— 徴収確保策の課題 —



外国人滞納者に対する徴収手続の課題

- 納税管理人の申告・申請をしないケースが極めて多い
- 督促や納税交渉等が困難→ 文書送達するも、多くが返戻される
- 滞納処分等、法的効果を発生する書類の国外送達は、相手国の主権侵害とする説
- 租税条約実施特例法で規定される、締結国間における「徴収共助」、「送達共助」、「情報交換」について、地方税は現在対象外
- 歴史的経緯を背景とした渉外相続事案の増加
 - 渉外相続関係の適用関係や外国機関に対する調査協助規定が整備されておらず、事実上、適正な賦課手続が困難
- 外国人登録原票の調査を行う際、入国管理局から、調査協力が得られないケースが多数発生

※平成25年7月の「入国管理法改正」により、市町村から入管局へ移管

— 徴収確保策の課題 —



外国人に対する対応策

- 国外居住外国人の不動産登記時等における納税管理人申告書の提出義務化
 - ⇒ 滞納処分については、別途対応が必要
- 地方税における租税条約締結国間の各種共助規定の適用
- 外国大使館に対する調査権の付与又は外国大使館に対する調査協力の要請
- 渉外相続事案に係る「使用者課税」既定の創設（固定資産税）
- 入国管理局への調査協力の要請

— 徴収確保策の課題 —



機能しない徴収嘱託制度

- 経費は基本的に徴収受託団体の負担
- 徴収取扱費の規定なし
⇒ 嘱託庁も協力を求めにくい

➡ 受託団体にもメリットがある制度に

《参考事例》

- 個人住民税は都道府県と市（区）町村の共同債権
⇒ 《個人住民税の都道府県の支援、共同徴収》
では都道府県にもメリットがある

— 徴収確保策の課題 —



徴収嘱託制度とは

地方税法第20条の4（他の地方団体への徴収の嘱託）

地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

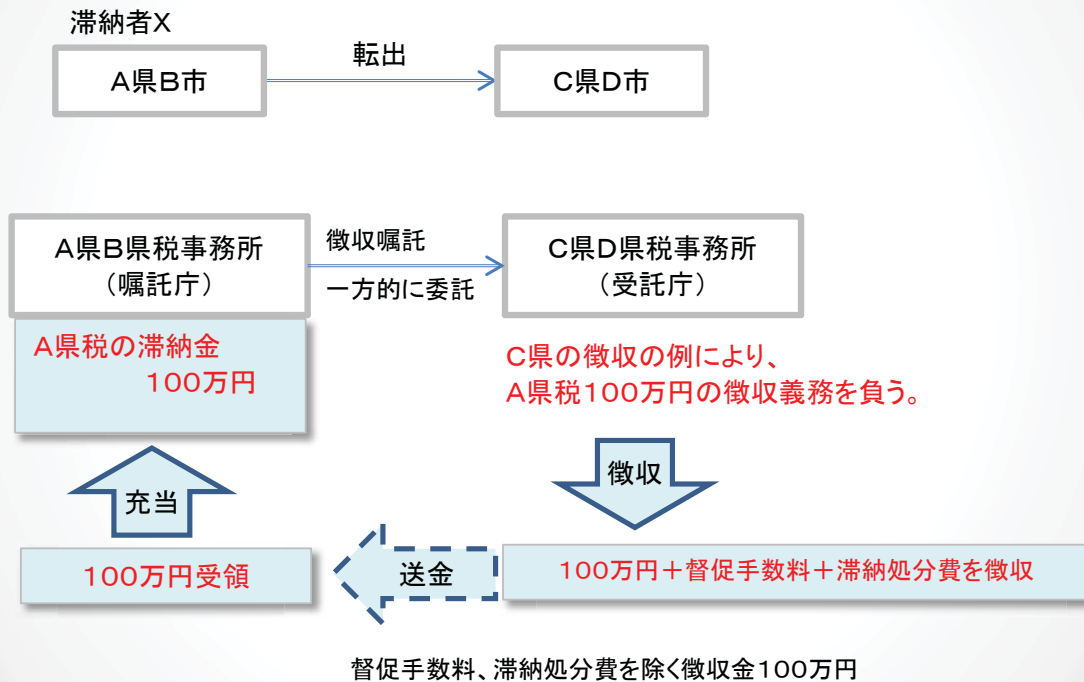
前項の場合における徴収は、嘱託を受けた地方団体における徴収の例による。

第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた地方団体の収入とする。

— 徴収確保策の課題 —



徴収嘱託の流れ



— 徴収確保策の課題 —



固定資産税の担保権への劣後

- 法定納期限等以前に設定された担保権（抵当権）に対し、その物件から発生する固定資産税等が劣後
- 滞納処分で賃料債権を差し押さえても、担保権の実行で担保不動産収益執行や物上代位による賃料差押が行われると劣後する
- 租税債権と私債権との一般的な優先劣後関係はやむを得ないとしても、当該物件から発生する経常的な経費である固定資産税等は特別に優先させても、公正に反しないのでは
 - cf. 強制換価財産に係る消費税等の優先
 - 破産手続における財団債権の考え方 など

— 徴収確保策の課題 —



自動車登録における代位登録の実現

- 所有権留保付で売買され、代金が完済されたにもかかわらず、所有権留保が解除された旨の登録がされていない場合、滞納処分による差押登録の嘱託ができない
- 不動産登記の場合は、相続等による代位登記（民法423条の債権者代位権）が認められている
- 自動車登録においても同様に公簿上の所有者（留保者）の証明等により、滞納処分に基づく代位登録を認める必要がある

— 徴収確保策の課題 —



個人住民税の徴収等の特例の拡大

- 地方税法第48条の規定に基づく都道府県への徴収の引継
- 引き継げる住民税債権は、前年度以前に課税されたものに限られる
- 都道府県による徴収は例外的であるとはいえ、滞納発生後早期に対応が必要なものは、現年課税分でも引き継げるようにすることが必要
- 地方税法の改正が必要

— 徴収確保策の課題 —



差押不動産に係る立入調査権

- 滞納者が賃貸等により第三者に使用させている不動産については、立入り（滞納処分のための搜索）ができない
- 専有している第三者の協力が得られない場合に、見積価額決定のための財産評価を十分行えない
- 民事執行法では、第三者が占有する不動産について強制的な立入権が認められている（第57条）
- 国税徴収法の改正が必要

— 徴収確保策の課題 —



国税徴収法に基づく搜索の立会人

- 国税徴収法第144条
滞納処分のために必要がある場合に行う搜索
- 滞納者等の協力が得られない場合の立会人
警察官又は市町村の職員の場合は1名でよいが、都道府県の職員は2名必要（「成年に達した者」の扱い）と解されている
- 国税徴収法の改正が必要
「市町村長の補助機関である職員」⇒「都道府県知事若しくは市町村長の補助機関である職員」

— 徴収確保策の課題 —



その他の課題

- 国税と地方税の取扱の違いの整理
 - 不動産等公売処分等に係る不服申立書についての発信主義の適用除外
国税徴収法第171条3項（通則法の適用除外）と同様の規定の創設
 - 申告に基づく普通徴収、国税の計算に基づく地方税の課税などの還付
加算金の取扱い

など



資料 7 マイナンバー導入に向けた 準備状況等について（横浜市）

マイナンバー導入に向けた準備 状況等について

平成27年8月27日
横浜市財政局主税部長
鈴木 栄

目次

- I マイナンバー導入に向けた準備状況
- II マイナンバー制度活用方策の提言
- III 手続きのオンライン化に係る課題

マイナンバー導入に向けた準備状況

(1 全体スケジュール)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	28年4月以降	
マイ ナ ン バ ー 制 度	【市民局】システム改修、事務フローの検討など			通知カードの発送				個人番号カードの発行・交付				
	【個人番号利用事務関係局】システム改修、事務フローの検討など						個人番号の利用開始(社会保障・税・災害対策分野)					
											情報連携開始 ・29年1月～国の機関間 ・29年7月～地方自治体等	
横浜市の取組	広報「よこはま」 6月号			広報「よこはま」 9月号			広報「よこはま」 12月号					
		市連会 区連会	コールセンター開設(27.9～28.3)								※28年4月以降は、28年度予算で 対応検討	
	【総務局ほか】条例案作成			27年第3回 市会定例会 提出	条例施行							
	【総務局ほか】事務フローの整理、管理規程等の整理など							事業主対応の実施(職員のマイナンバーの収集、法定調書等の作成など)				
	【総務局・市民局】特定個人情報保護にかかる規定等の整理							適正な取扱の実施				

マイナンバー導入に向けた準備状況

(2 税務システム改修スケジュール)

		平成27年										平成28年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
税務システム関連の 全体スケジュール				年金特徴税額異動案件対応		H28税制改正対応		▲付番開始			▲制度開始			
マイナンバー 関連スケジュール	必須機能（システム共通） 必須機能（税目システム毎）	要件定義		ユーザインターフェース設計 システム構造設計	プログラム設計 プログラミング プログラムテスト		結合テスト システムテスト				本番運用			
	情報提供NW連携（提供） （H29年6月稼働予定）	マイナンバー制度導入にあたり、 税務システム共通で対応が必要 な対応 例：マイナンバー登録、検索、帳票印字など						ユーザインターフェース設計 システム構造設計	プログラム設計 プログラミング プログラムテスト		結合テスト			
	情報提供NW連携（照会） （H29年6月稼働予定）	平成27年度中に対応が必要な機能 例：固定資産税（償却資産）、法人市民税など						ユーザインターフェース設計 システム構造設計	プログラム設計 プログラミング プログラムテスト		結合テスト			
	税目個別対応 （平成27年度中必須案件）	要件定義		ユーザインターフェース設計 システム構造設計	プログラム設計 プログラミング プログラムテスト		結合テスト システムテスト				本番運用			
	税目個別対応 （平成28年度以降案件）	要件定義		ユーザインターフェース設計 システム構造設計			プログラム設計 プログラミング プログラムテスト				結合テスト システムテスト			
	平成28年度以降の対応で良い機能 例：個人市民税など													

I マイナンバー導入に向けた準備状況

(3 現状の課題と将来的な課題)

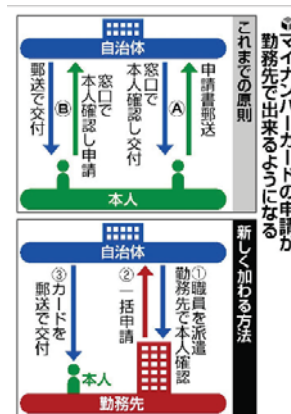
<現状における課題(1)>

・ 市民への広報

- － 制度の基礎となる、個人番号通知の詳細や個人番号カード交付方法などが最近提示

⇒ 事前の市民への広報

現場の準備 不十分



平成27年8月21日
読売新聞報道より

I マイナンバー導入に向けた準備状況

(3 現状の課題と将来的な課題)

<現状における課題(2)>

・ 地方税事務の省令・様式確定の遅れ

- － 省令や様式の改正案は示されたものの、未確定。

⇒ 番号制度導入後の税務事務フローや
システム改修の仕様が確定できない。

【デジタルPMOTにて公開中の改正(案)の例】

2015/07/29 ～ 2016/12/31 公開：

【法令関係・総務省】地方税法施行規則改正(案)中の様式(案)について

2015/07/29 ～ 2016/12/31 公開：

【法令関係・総務省】地方税法施行規則の一部を改正する省令(案)について

I マイナンバー導入に向けた準備状況

(3 現状の課題と将来的な課題)

<将来的な課題(1):事務効率化が進むか?>

- 番号法上、情報照会は義務ではない

⇒ 番号法19条7号の情報照会は「できる」規定

(※情報提供は番号法22条により義務付けされている)

⇒ 情報照会が進まなければ、事務の効率化や
市民の利便性の向上につながらない
(例:課税証明の削減等)

(参考)19条第7号(情報連携事務:現在時点)

210事務:うち102事務は既に庁内連携済

I マイナンバー導入に向けた準備状況

(3 現状の課題と将来的な課題)

<将来的な課題(2):税務部門の役割変化>

- 税務部門は、賦課徴収(税收確保)に加えて住民の所得データ管理を担う組織になる

⇒ 横浜市の場合、市民税の納税義務者200万人の管理から、
全市民370万人の収入・所得データの管理に変化

⇒ 被扶養者のデータ管理、非課税者のデータ管理も必要か?

⇒ 税部門では業務が増大。
更なる省力化・効率化が課題となる一方、
社会保障分野等での効率化を踏まえ、行政全
体での効率化が課題となる。

I マイナンバー導入に向けた準備状況

(3 現状の課題と将来的な課題)

<将来的な課題(3): 行政におけるICT化の課題>

- ICT化の費用、予算の確保の課題
 - ⇒ 各自治体で同様のシステムをそれぞれが調達することの非効率
 - ⇒ 厳しい財政状況において予算確保は困難。システム化で実質的に人件費に相当する役割を担う委託経費等が、他の物件費と同様に削減対象となる。

II マイナンバー制度活用方策の提言

1 「マイナポータル」の拡充<電子通知> ～公的個人認証を活用し、法的な通知としての効力～

<期待される効果>

◎ 行政経費削減(印刷経費、郵送経費等)

※横浜市の個人市民税の場合

特別徴収 税額通知書印刷・郵送経費: 約1億円(約134万通)

普通徴収 納税通知書印刷・郵送経費: 約68百万円(約68万通)

その他、封入などの委託経費の削減

◎ 特徴義務者の事務・経費軽減

◎ プライバシー保護

個人番号漏えい・DV問題等への対策

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

1 「マイナポータル」の拡充＜電子通知＞

～公的個人認証を活用し、法的な通知としての効力～

＜導入のための検討課題＞

◎ 「マイナポータル」の普及

- ・認知され、利用されることが重要

◎ 法的整備

- ・オンライン化法の制限（「到達」の考え方）
- ・マイナポータル電子私書箱の確認義務？

【参考】マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイト「マイポータル／マイガバメント（仮称）」を、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示
国や自治体などの間の特定個人情報へのやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eL-TAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイガバメント（仮称）※世界最先端IT国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル（仮称）※マイナンバー法附則に基づく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報について、誰が、なぜ、情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからののお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

2 マイナポータルを活用した電子納税

～インターネットの利便性を活用した納付環境の整備～

<期待される効果>

- ◎ 納付しやすい環境(いつでもどこでも)
- ◎ コンビニ・クレジット納税などとの親和性

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

2 マイナポータルを活用した電子納税

～インターネットの利便性を活用した納付環境の整備～

<導入のための検討課題>

- ◎ インフラとしてのペイジー(MPN)の活用
 - ⇒ 各都市毎の指定金融機関
 - 金融機関手数料 など 課題整理が必要
 - ※いわゆる日銀ネットは活用できないか
 - (地方共通の電子納付機関として日銀を活用)
- ◎ 金融機関のマイナンバー利用の法整備が必要

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

3 適正な行政事務執行のための情報把握 ～マイナンバー制度をフル活用した事務の効率化～

<期待される効果>

◎ 行政事務の効率化・適正化

- ⇒ 社会保障の適正化や防災情報把握
(預貯金情報、不動産所有者情報)
- ⇒ 効率的な賦課徴収のための情報把握

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

3 適正な賦課徴収のための情報把握 ～マイナンバー制度をフル活用した税務事務の効率化～

<導入のための検討課題>

- ◎ 「行政による資産管理」に対する必要性・信頼
- ◎ 金融機関等のマイナンバー利用の法整備
- ◎ 不動産登記におけるマイナンバー管理

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

4 効率的な税務実現のための情報連携拡大

～eLTAX活用等による自治体間でのデータ連携の改善～

<期待される効果>

◎ 自治体間データ連携の省力化

- ⇒ 給与支払報告書の他自治体回送事務
をマイナンバーをキーとして自動振り分け
- ⇒ 軽自動車検査協会とのデータ連携
(車検時の納税確認含む)

Ⅱ マイナンバー制度活用方策の提言

4 効率的な税務実現のための情報連携拡大

～eLTAX活用等による自治体間でのデータ連携の改善～

<導入のための検討課題>

◎ 地方税電子化協議会の位置づけ

※マイナンバー活用のため法的整理

(例: 給報のマイナンバーによる自動振分け不可)

◎ eLTAXの機能強化(運用体制含む)が必要

Ⅲ 手続きのオンライン化に係る課題

(※広範な利用普及に伴う一般的課題等)

1 デジタル・ディバイドの問題

- － 個人間・集団間デジタルディバイド
- － 情報バリアフリーの推進
障害や年齢によるデジタル・ディバイドの解消
- － スマートフォン等モバイル端末の活用

Ⅲ 手続きのオンライン化に係る課題

2 セキュリティ上の懸念

- － 情報漏えい事案に係る不安
- － 技術の進展に伴い出現する新たな脅威
- － ユーザーの知識(情報リテラシー)向上
- － セキュリティ確保にかかるコストの問題

Ⅲ 手続きのオンライン化に係る課題

3 「オンライン化法」の考え方(再掲)

- － 行政手続等における通信技術の利用に関する法律(いわゆるオンライン化法)における「到達」の概念の整理
- － 個人に対する、マイナポータル確認義務の発生

資料 8 海外調査報告

ドイツ結果概要

海外調査について①（訪問国①:ドイツ）

- ドイツにおける**納税者番号制度**（**TIN**=Tax Identification Number）と**電子申告システム**（**ELSTER**）の導入による成果や課題を把握することを目的として、バイエルン・NRW両州の財務省をはじめ、以下のヒアリング先を訪問。
- バイエルン州政府及びNRW（ノルトライン＝ヴェストファーレン）州政府関係者へのヒアリングを通じて、制度設計及び運用面での課題を聴き取り、税理士組合及びDATEV（システム事業者）から納税者やシステム開発者からみた納税者番号制度及びELSTERの現状についての聴き取りを実施。

【州政府へのヒアリング】

バイエルン州財務省、税務事務所、税務署（合同）

日時： 平成27年10月15日（木） 9時～12時
応対者： ロスメイスル副局長（バイエルン州財務省）、シュラー総務部長（バイエルン州税務事務所）ほか

NRW州財務省

日時： 平成27年10月16日（金）10時30分～13時
応対者： ハンセン局長、シュベンスファイアー氏、テワールド氏

【税理士組合等へのヒアリング】

ミュンヘン税理士組合（バイエルン州）

日時： 平成27年10月14日（水） 11時～12時20分
応対者： ギュンター理事、ブルングナー副理事長 ほか

DATEV（ミュンヘン支店）

日時： 平成27年10月14日（水） 15時～16時40分
応対者： ビルマイヤー税基盤開発チームリーダー ほか

デュッセルドルフ税理士組合（NRW州）

日時： 平成27年10月16日（金） 14時～15時
応対者： プランカマン副理事長 ほか

ドイツにおける番号制度の概要

□ ドイツにおいては、納税に関して以下の5種類の番号が存在している。(ただし、eTINは既に廃止。)

- ① 税務処理番号 (Steuernummer) <連邦共和国の税務行政開始以来使用>
- ② eTIN <2003～2010年>
- ③ 納税者番号 (TIN 又は IdNr.) <2008年～>
- ④ 付加価値税登録番号 (Ust-IdNr.) <2003年～>
- ⑤ 経済ID番号 (W-IdNr.) <2018年～(予定)>

① 税務処理番号

税務行政の最初期から使用されており、現在も文書番号として記載されている番号。法人・団体には2018年の経済ID番号までの間、この番号が用いられる。(個人・法人ともに③TINと併用されている。)

税務処理番号は、税務署番号、担当部署、個人識別番号の3つの部分から構成される。番号によって担当部署が明らかにされており、他部署の者に書類を見られることがないため、データ保護の観点からも重要なもの。

② eTIN

2010年からは使用されていない。番号から個人の名前や生年月日が容易に判別できるものであり、データ保護の観点から使用されなくなった。

番号の例: MLLRHNSP53J05B

→ Muller Hanspeter, 1953年_10月_05日生まれ

③ 納税者番号 (TIN)

11桁の番号で構成され、連邦税務庁の基本データベースで管理されている。ドイツ国内で納税義務がある全ての個人に割り振られる生涯変わらない番号。

市町村の窓口で住民登録すると必要なデータが連邦税務庁に送付され、番号が発行される。

ドイツ国民は銀行と保険会社に対してTINを開示しなければならないとされている(例えば、銀行は利払いとTINを税務署に申告する。)。一方で、資産そのものには番号が紐づけられていない。

④ 付加価値税登録番号

付加価値税のためのEU共通の番号。VAT番号。番号が発行されると、企業は請求書に必ずこの番号を付さなければならない。付加価値税のためだけに使用される。

⑤ 経済ID番号

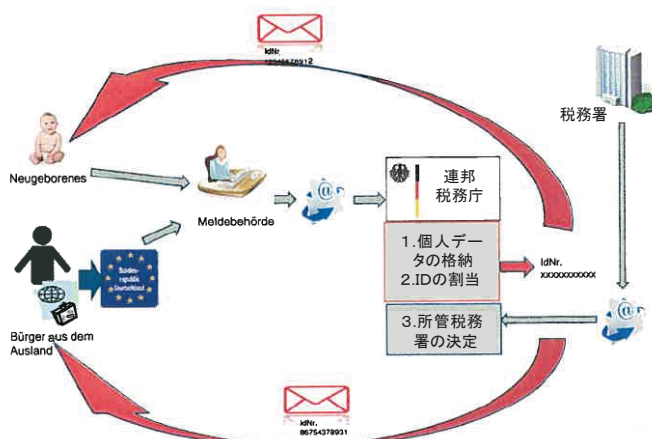
経済活動をする法人・団体及び個人に付ける番号(予定)。連邦税務庁が発行し、基本データベースで管理することとされている。自営業や農業なども経済活動に含まれ、副業があれば複数の番号を保有することがある。

3

TINの概要①

○ TINの概要 (バイエルン州財務省及びNRW州財務省からの聴き取り内容)

- TINは、2007年に、租税通則法139条bに規定された。納税者全員を管理するための番号として導入されるが、通則法の中では、「誰が」、「どのデータ」をどんな目的で取得するのが決められている。
 - ✓ 「誰が」については、連邦税務庁(連邦財務省の下部組織)が作成・管理。
 - ✓ 「どんなデータ」については、姓名、タイトル(Dr.など)、生年月日、所轄税務署等と法律で決まっている。納税者を特定するための情報だけであり、連邦税務庁はこれら以外のデータ(例えば所得情報)と一緒に保存することはできない。
- 連邦税務庁の基本DB(データベース)で管理されている情報は外部には出さないこととされており、唯一の例外は雇用主が雇用人の税額計算に用いる基本情報を参照する場合だけである(ELStAM)。



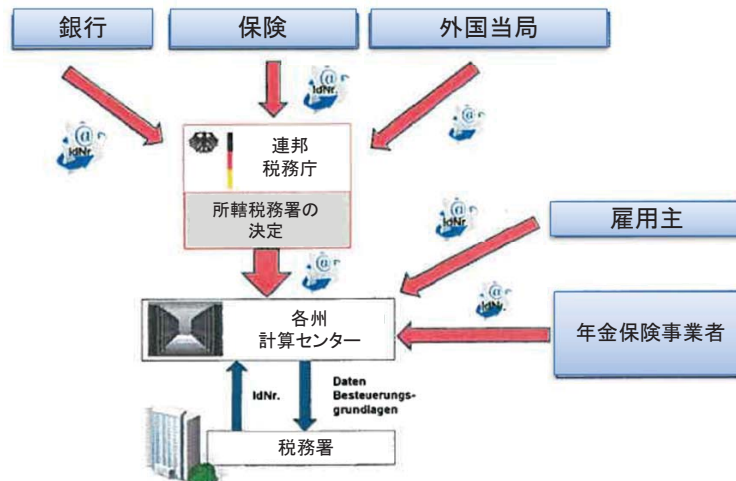
- TINは、全ての国民に割り振られている。出生時に、市町村の住民窓口に行くと、必要なデータが連邦税務庁に送信され、そのデータに基づいてTINが発行される(発行時は郵送される。)
- ドイツに移住してきた外国人も、住民登録をすればTINが発行される。
- なお、課税される非居住者(例えば年金生活者)は直接税務署に出向いて登録する(そのデータが連邦税務庁に送信されて、住民と同様にTINが発行される。)
- TINは、納税義務が発生する前に発行される。納税義務が生じる年齢に達すると管轄する税務署がどこであるかが、連邦税務庁の基本DBに載せられる。

4

TINの概要②

○ TINの導入と業務内容の変化 (バイエルン州財務省及びNRW州財務省からの聴き取り内容)

- ❑ 税務署(州)には納税者以外の者(雇用主や保険事業者)からも色々な情報が届けられ、**税務署(州)で個々の納税者に関する情報として一本化される**。情報を統合することで、自分自身の税務関連情報が閲覧できるようになるなど、個々の納税者に対するサービスの向上にもつながる。
- ❑ 銀行からは実際に銀行が管理している資産から生まれた利益のみが報告される。銀行は担当税務署が分からないので、TINと利払いの金額を連邦税務庁に送付している。保険事業者からは、控除の対象となる保険料(支出)の把握のため、データが連邦税務庁に送付される。
- ❑ 雇用主は、被用者を管轄する税務署を知っているため、被用者に支払った給与関係データ等を直接、州の計算センターに送信する。
- ❑ 税務署は、必要であれば、特定の納税者のデータを、TINを用いて計算センターから取り寄せることができる。



5

TINの概要③

○ TINによる行政効率化・利便性向上に関する評価

(行政機関)

- ❑ TINの導入によって徴収業務が効率化されたかという質問があったが、これは**明確に効率化された**。(NRW州財務省)
 - ✓ 色々な情報が税務当局に入ってくるが、誰の情報であることを確定することは複雑で困難だった。税務処理番号は一人に複数の番号が付与されることがあり(引越しによる税務署の変更、税目ごとの番号付与など)、本当に誰の情報であるのかは分からなかった。TINでは情報の紐付けが明らかに簡単になった。

(税理士会)

- ❑ TINの導入による、**あまり大きな変化はなかった**。残念ながら、実現されたメリットはない。(ミュンヘン税理士会)
- ❑ TINが導入された時点では、単に行政の事務処理を簡単にするだけで他の利点はないと思っていたが、**税理士にとっても今までの業務よりも随分と楽になったところがある**。(デュッセルドルフ税理士会)
 - ✓ 税理士は、クライアントのデータをTINで一括管理できるようになった。高齢者のクライアントが色々な情報(医療費の支払明細書など)を自分で保存していないことが多くあるが、TINによって(委託を受けた)税理士がデータを確認できるようになるので、便利になった。また、企業・事業者でも、被用者の給与や年金所得の情報を今までも税務処理番号で処理していたが、それがTINで一本化されて管理が楽になり、間違いが少なくなった。

○ 州政府による資産情報の把握(TIN利用の有無)

- ❑ **財産税がないので、資産自体は情報として入ってこない**。銀行から報告される情報は、銀行が実際に管理している資産から生まれた利益のみ。(バイエルン州財務省)
- ❑ 不動産に関する管理は、TINの管理を受けていない。不動産に関しては、公証人制度があり、売買の際には必ず公証人のスタンプが必要になる。公証人はスタンプを押すと、必ず税務署に取引の内容を提示しなければならないこととされている。この取引内容がデータになっており、州からアクセスしなければならない。(NRW州財務省)
- ❑ 土地については、州から市町村に対して土地の評価値と課税の基礎となる数値を提供するが、徴収は市町村で行う。納税の守秘義務があるので、州は市町村に対して誰が税金を支払っているのかは知らない。ただし、**州内の市に誰が土地を持っているか**ということは把握している。(バイエルン州財務省)
- ❑ 自動車税(連邦税)に関する情報は、現在、電子的にアクセスできない。数ヶ月前に連邦に移管されたためにシステムが追いつかない。連邦はアクセスを否定していないので費用面での調整に入っている。(NRW州財務省)

6

TINの概要④

○ TINに対する懸念と対応

(行政機関の見解／セキュリティ対応)

- **ドイツでは、政府は基本的に納税に関して国民の情報を裸にしたいと思っている。**そのための手段(ELSTERの導入など)を講じている一方で、情報の利用は税務行政に限定し、他の分野には使わない。**国がどこまでデータを把握しているのか分かることが、安全性につながる。危険なブラックボックスではない。**また、納税の**守秘義務は重要**であり、違反すると犯罪として扱われる。(バイエルン州)
- データ保護はドイツでも大きな問題。ドイツでは税務情報の把握について「**ガラスのような国民になる**」と表現する。透けて見えることが怖いという気持ちもある。そのため、**データ保護法を厳しくしている**。
TINを8,000万人に与えるといっても、その番号を持ったからといって、番号と一緒にデータ・内容物は保存されていない。データはあくまで税務署にある。納税の秘密は厳しく管理されており、**守秘義務は神聖なもの**。担当外の職員がアクセスすると記録が残って制裁の対象となる。
ドイツでは、TINの導入について不思議なほど反対がなかった。ドイツにおける他の分野での繊細さを考えると不思議なほど反対がなかった。(NRW州財務省)

(税理士会の反応)

- 基本的にはデータ保護等の必要な措置をすれば、情報収集も問題ない。ただし、**ドイツではデータ保護を国民スポーツのように叫んでいる。それさえクリアすれば問題ない。**仮に、第三者がTINを入手しても何の役にも立たない。TINだけではデータベースに入ることはできない。また、データベースも暗号化されている。
守秘義務は最高の規範であり、これに反した人の話はこれまでに聞いたことがない。
ドイツでは、データベースへのアクセスの安全性が確立されている。**行政内部のシステムはインターネットにつながっていないし、そのような状態にあることは知られている。**また、行政では安全性の高い回線を利用しているし、税理士も安全性の低い回線を使わないようにしている。(ミュンヘン税理士会)
- ドイツではTINを導入する際に反対は全くなかった。税理士業は1960年代から電子化を進めてきた分野。かなり早い段階から技術化(システム)投資をしてきた。今の若い世代の税理士は、電子的な手続についてセンシティブに扱っている。(デュッセルドルフ税理士会)

7

TINの概要⑤

○ 番号利用の用途拡大とその評価

- 数年前に「**エレナ**」というシステムが導入されたが、廃止された。**被用者の病気や妊娠の有無などの情報**が月に12万ユニット送付されていたが、**消費者保護の観点から廃止された。**(DATEV)
- ドイツでは、TINの導入に対する反対は全くなかったが、**医療などは無意識的に切り離して考えられていた。**
これ以上の情報は必要ない。納税額の算定に必要な情報は十分に含まれている。一つだけ不十分なのは、銀行の全データがリンクされていないことだが、銀行の取引形態は多様で、税金の掛け方も違うため、道のりは長い。
かつて導入されたヘルスカード(健康情報を扱うもの)は反対された。(デュッセルドルフ税理士会)

○ TIN導入に当たってのシステム改修費用

- ドイツでは既に税務処理番号を使っており、これは会社でも使われている。**TIN導入によるセキュリティの追加コストはなかった。**また、電子システムを切り替える際に、1年間の猶予があり、その間に企業が従業員のTIN等を確認する期間があった。(ミュンヘン税理士会)
- 既存システムに番号を1種類追加するだけなので、**コストらしいコストはなかった。**(デュッセルドルフ税理士会)
- TIN導入時の税理士向けソフトの改修コストは、**通常業務として行う改修の範囲内**であった。(DATEV)

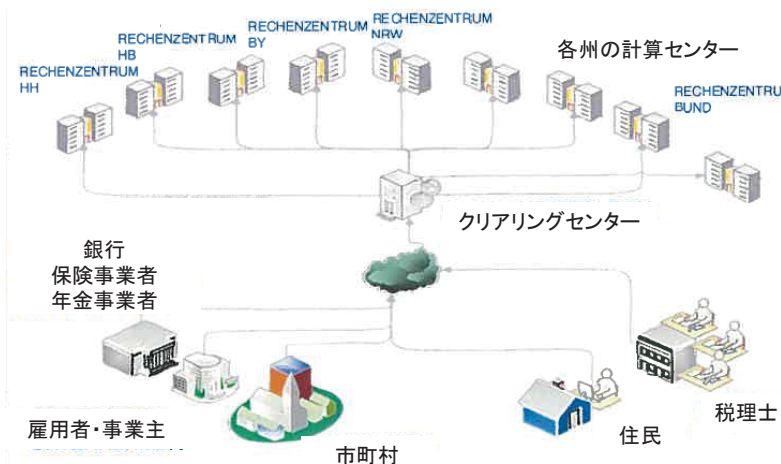
○ 法人番号に関する検討

- 法人向け経済IDナンバーは、**2018年から導入**することとされている。連邦税務庁が発行してデータベースで管理することとされている。(バイエルン州財務省)
- **導入は決まっているが、技術的な問題で進んでいない。**法人の場合は、持ち株会社や子会社はどうするのか、或いは分割したり、売却されたらどうするのかという複雑な問題がある。州としては、あった方がいいと考えている。(NRW州財務省)

8

ドイツにおける電子申告制度(ELSTER)の概要

- ドイツでは、連邦及び州の収入となる共同税(源泉所得税、法人税、付加価値税等)を、州が徴収する。各州が徴収した税金を連邦と分配するために、**各州で計算センターを保有している**(一部の州では複数の州が共同して保有。)
- 納税者が各州に電子申告する際のデータを、**納税者と(各州の)計算センターの間で安全かつ確実にするためのインターフェイスとしてELSTER**(=ELEktronische STEuerERklärung(直訳すると電子申告納税))が導入されており、現在は、税理士、自治体、雇用主、銀行、保険事業者も接続して税額計算に必要なデータを送信している。
- 源泉所得税、付加価値税については、ELSTERにより申告することが義務づけられている。



- ELSTERは、1996年にバイエルン州で開発され、1999年からオンライン申告が開始された。
- 元々はバイエルン州のために開発されたシステムであったが、現在ではドイツの全州で同じソフトウェアを利用している。
- ELSTERの日常的な運営は5州が実施するが、システム開発等の優先順位を決定する際は全16州で意思決定している。
- データ保護を強く求める国民の声を反映して、データ保護を重視。連邦のデータ保護を司る官庁も監督しており、2年ごとの監査やISOの認証も受けている。

9

ELSTERの利用状況等

○ ELSTERの利用状況等(バイエルン州財務省及びNRW州財務省からの聴き取り内容)

<利用範囲>

- ①付加価値税の分割事前申告、②被用者が使用者から支払われた給与所得から天引きされる**源泉所得税**の申告は、ELSTERで申告することが義務づけられている(例外は1%程度)。所得税ももつぱらELSTERで申告されている。法人税・営業税(市町村税)はELSTERを通じての申告はできないが、申告書の様式を取得することはできる。
- また、銀行からの**利払い**に関する情報や保険会社から**保険料**に関する情報の通知(申告)を連邦税務庁に送信する際にもELSTERを用いる。
- このほか、ELSTERでは、申告データの送信のほか、国民が自分のポータルサイトから使用者(=特別徴収義務者)の申告内容をチェックすることや、給与所得の証明書をELSTERで取得することにも利用されている。
- 企業は、納税口座を保有することになっており、未払金の有無を確認することができる。

<処理件数>

- ELSTERでは申告期限前後の短期間に大量のデータを取り扱っている。所得税の処理では年間1,500万件。付加価値税の分割事前申告では月間500万件。また、あらゆる種類の通知(給与所得額、年金・医療保険・介護保険への支出額、低所得者に対する給付等)が年間10億件ELSTERを経由して入ってくる。



- ELSTERの利用には登録が必要であり、TINを使って登録する。
- ELSTERのオンライン・ポータルサイトでは、TINで自分のページにログインでき、自分の情報を閲覧・入力できる。

10

ELSTERに対する評価

○ ELSTERに対する行政機関の評価

(バイエルン州)

- ELSTERは入力時に本人確認がある。また、エラー値のチェックもできる。これにより、税務官庁の手間が省けるとともに、リスクマネジメントも楽になる(納税者とのやりとりを減らし、誤りが生じる可能性を低減。)
- 紙での申告に比べると、ELSTER導入によって申告の質は高くなった。

(NRW州)

- NRW州としては、ELSTERを使ってもらいたい。その方が事務処理ははるかに簡単になる。

○ 税理士等のELSTERへの対応

- 全国で税理士事務所は40,000カ所あるが、10,000カ所で(納税者と受託税理士を紐づける)委託DBを使っている。ELSTERを利用しようとする者に代わって税理士がELSTERを使用することを想定したもの。月に300カ所のペースで増えている。(DATEV)

11

ELSTERの利用方法／認証

○ ELSTERの利用方法 (バイエルン州財務省及びNRW州財務省からの聴き取り内容)

<利用方法>

- ELSTERを使うには3つの方法がある。1つ目はポータルサイトへのアクセス。2つ目は国民がCDを使って納税データをELSTERに送る方法。3つ目は企業がダウンロードしたソフトウェアを使用する方法。(NRW州財務省)
- ELSTERの使用を促進するため、ELSTERのプログラムを民間のソフトウェア会社が無償で提供しており、民間の自宅パソコン用納税ソフトにはELSTERが搭載されている。「無償提供は戦略的な決定」(バイエルン州財務省)。
- なお、税理士が電子申告する際には、DATEVのソフトウェアが使用されている。税理士の約9割がDATEVのソフトウェアを使用しているとされている。
※ 税理士は、DATEVのソフトウェアで申告データを作成し、ELSTERを経由してデータ送信している。

○ ELSTER利用時の認証方法 (バイエルン州財務省及びNRW州財務省からの聴き取り内容)

- ELSTERの利用者がデータを送信する際には、サティフィケート(認証用の電子証明書)を使用する。
- 認証には4つの方法がある。
 - ①パソコンに電子証明書データを保存する方法
 - ②電子証明書データが入ったUSBスティックを用いる方法
 - ③業者から電子証明書データが入った署名カードを購入する方法(あまり普及していない)
 - ④スマートフォンにアプリをダウンロードする方法
- 今後の取組として、電子身分証(ICカード)の中に認証に代わるチップが入っているので、それを利用することも考えている。
- カードリーダーはインターネットバンキングが普及しているので持っている人が多い。普及の障害は、何しろアクセスが難しい。認証が複雑なので、使わない国民を非難できない。認証を簡単にする必要がある。(NRW州財務省)
- 電子申告のフォーム(画面上の様式)に、税務当局が保有している情報を予め記入しておく仕組み(事前記入申告書)がある。ただし、データの入ったフォームを閲覧するためには、「ものすごい数の認証ステップ」が必要であり、国民からも利用しづらいとの不満が出ている。(NRW州財務省)

12

DATEVについて

○ DATEVと税理士

- **DATEVは、税理士の協同組合であるが、税理士が使うソフトウェアに独占的なシェアを持っている。**税理士48,000人中41,000人がDATEVの組合員になっている。ドイツ国内の被用者（賃金労働者）4,200万人中4,100万人分の給料がDATEVのソフトウェアで計算されている。企業数300万社中240万社がDATEVのソフトを使っている。（DATEV）
- 税理士は、普通、DATEVのソフトを使用している。DATEVのソフトを使えなければ法人へのコンサルティングもできないので、税理士は当然使えるようになっている。（ミュンヘン税理士会）

○ DATEVの業務等（DATEVからの聴き取り内容）

（電子申告）

- ELSTERとDATEVのソフトとの間にもインターフェイスがある。**DATEVに送付されたデータを、ELSTERとのインターフェイスを使って州に送信している。**

（データ保護の取組）

- DATEVの職員は必ずデータ保護のトレーニングを受ける。保護を受けるデータの取扱い全般についてトレーニングし、年に1回は全員が復習する。また、安全性については社内向けメッセージでも日頃から呼びかけている。
- TIN導入時には、追加的な対策は講じていない。ドイツの人は保守的で、インターネットを使わない人が多い。税理士も、暗号化した信号を使用している。
- システムはウィンドウズのみ。ブラウザもIE（インターネットエクスプローラ）のみを使用。**対応するソフトを狭い範囲にすることでビジネスが狭まるという問題はあるが、安全性を高めている。**
- データセンタも自前で持っている。クライアント全員ではないが、データ処理を依頼されたらそのサーバを利用する。
※ ドイツでは、納税者データをドイツ域外に転送することを禁止している（法律で定まっている）。このため、**国内にサーバを置く必要がある。**

（行政とのやりとり）

- （DATEVだけではないが、）行政とはミーティングしたり、新しいシステムのβ版の確認をしたりする。多くの場合は州の代表と打ち合わせし、税制改正については連邦財務省とコンタクトをとる。連邦財務省も、ソフト会社のためにコンタクトをとる機会を設けている。

13

ELSTER導入の経緯

○ ELSTER導入の経緯

- ELSTERは、バイエルン州で1996年に開発された。1999年からオンラインでの申告を受け付け始めた。ELSTERを開発したバイエルン州税務事務所（財務省と税務署との中間機関）の情報部門は、**元々はバイエルン州独自のソフトウェアを開発するための部署**であり、ELSTERもバイエルン州のために開発していた。その後、「**コンセンス**」という**16州の協議体**ができあがり、各州のITニーズをコンセンスに提示することができるようになったので、**コンセンスが全16州のためのソフトウェア**を5州（バイエルン州、NRW州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、バーデンブルク州）に分担させて作った。（バイエルン州財務省）
- ELSTERは、バイエルン州とNRW州の主導の下に作ったもの。ELSTERができるまでは、各州が独自にシステムを構築していたが、各州が同じ税法を施行するのであればプログラムは1つでいいという考え方になり、**全16州の行政合意により、組織と費用分担を決めた。**（NRW州財務省）

○ ELSTERに関する意思決定と連邦との関係

- コンセンスには各州が代表を送っているの、各州の移行が反映された形でELSTERを作っている。各州の事情が違うので、決定プロセスが長引くというデメリットはある。（しかし、）今後も、同じように全州の合意を基にシステムを作っていく。**たしかに調整の手間は掛かるが、16州が一緒に共通のソリューションを作ることが最も効率的なやり方だと考える。**16州が同じ目標に向かって自分たちの強みを生かしながらそれぞれの役割を担っている。そうでなければ、みんなが並行して勝手に作るが、それでは意味がない。
税金に関して、どう徴収するかは州の問題であって、連邦の問題ではない。税務署に関しても、どのようなシステムを持つかは州が決めること。州の効率性が下がれば、連邦が出てきて権力を取り上げることは目に見えている。道は陰しく長い、16州が合意にいたることが最終的には効率的なやり方だと思う。
強い州が引っ張らないと動かない。力の強い州が技術的にも優れている。バイエルン州としては、自分たちの強みを皆のために使ってもらえるよう、コンセンスという共同体の中で運営している。（バイエルン州財務省）
- コンセンスの総会には16州と連邦が参加する。運営委員会は5州が担当するが、**システムの優先事項は16州で議論して決める。**16州で議論すると時間がかかるので上手いかわからないという声も出たりするが、自分たちが勝手にするよりは多彩さを維持しながら16州でやっていく方がいいと考えている。（NRW州財務省）

14

ELSTER開発の展望

○ ELSTERに今後追加することが検討されている機能等

(ELSTER開発時の着想)

- ELSTERは、背景となる考え方としては、納税者本人を確認して、その人のアカウントを作ること、電子的なデータを正本として承認できるようにしたかった。(バイエルン州財務省)

(将来追加することが考えられている機能)

- 将来的には、**確定申告に対する通知**(確定申告を受けて税務署が確定した金額の通知)を**電子化して、効力を持たせ**、原則として電子的なやりとりのみで完結させて、**希望者のみに紙の通知書を送付するようにしたい**。(バイエルン州財務省)
- **納税者ひとりずつのプラットフォームを作って**、納税者と、その納税者を担当する税務署の職員をつなげる機能を持たせたい。これによって、**プラットフォームを介して、書類の修正を求めるなど、納税者と税務職員がやりとりできるような仕組み**を作りたい。(バイエルン州財務省)

(対象税目の考え方)

- ELSTERを利用することができる税目と利用できない税目があるが、区別しているわけではなく、(開発側の)キャパシティの問題。順々に増やしていき、**最終的には自動車税を除いて、全て共同税・州税はELSTERで申告できるようにするつもり**。(NRW州財務省)

(様式の統一化)

- 電子的に処理するレベルを上げるために、書類の様式を作る部署にアドバイスして、ELSTER等を通じて記載が簡単になるよう、**申請書類の考え方をITに合わせるようにしたい**。(バイエルン州財務省)
- ドイツでも、自治体レベルでは様式の統一ができていない。いくつかのWGを設置して、全ドイツでの様式の統一化を進めている。2016年にはある程度統一できるようなツールを、IT側(システム開発部門)から提供することができる見込み。(バイエルン州財務省)

(統一化されない機能)

- **電子納付については考えたことはあるが**、国も利用者(納税者)も、クレジットカードを使用する際の手数料を支払いたくないという事情があり、**切り離して考えることにした**。(バイエルン州財務省)
- 銀行の口座から引き落としの権限を与えれば、確定した金額を委託した銀行口座から自動的に引き落とすことはできる。(バイエルン州財務省)

15

ELSTERとeLTAXとの比較

	ELSTER(ドイツ)	eLTAX(日本)
対象税目	◆ 源泉所得税の電子申告 ◆ 付加価値税の電子申告(事前申告) ※ 事前記入申告書の機能あり	◆ 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)、事業所税の電子申告
電子申告以外の機能	◆ 申告様式のダウンロード ◆ 年金・保険事業者からの収入・支出データの受付 ◆ 給与所得の証明書の取得 等	◆ 源泉徴収を行う事業者からの給与支払報告書の電子的提出 ◆ 法人設立届等の通知 ◆ 電子納付(一部)
導入時期	◆ 2007年1月 (ただし、バイエルン州では1999年～)	◆ 2005年1月 6府県でスタート (法人住民税の電子申告について、2006年度に全都道府県で、2015年度に全市区町村で利用可能)
導入経緯	◆ 1996年 バイエルン州がELSTERを開発。 ◆ 1999年 オンラインでの申告受付を開始。 ◆ 2005年6月 16州の財務大臣がコンセンサスで税務システムの開発を進めることに合意。 ◆ 2007年1月 16州と連邦のための基盤をコンセンサスでの行政合意により統合。	◆ 2001年3月 全国知事会、全国市長会、全国町村会等をメンバーとする「地方税電子化推進協議会」が設立。 ◆ 2002年6月 「e-Japan重点戦略」に地方税に係る手続オンライン化モデル事業を記載。 ◆ 2003年3月 総務省においてモデルシステム仕様の最終報告とりまとめ。 ◆ 2003年7月 地方団体による電子化システムの共同開発・共同運用を基本に「地方税電子化協議会」が設立。 ◆ 2005年1月 電子申告受付開始(6県)
運営主体	◆ コンセンサス(全16州(+連邦))	◆ 一般社団法人 地方税電子化協議会

16

スウェーデン結果概要

海外調査について②（訪問国②:スウェーデン）

- スウェーデンにおける**個人番号制度**(ID番号=Identification Number)と**電子化施策**による成果や課題を把握することを目的として、スウェーデン国税庁及びソルナ市を訪問。
- スウェーデン国税庁へのヒアリングを通じて、ID番号を前提とした制度及び運用面での課題を聴き取り、ソルナ市へのヒアリングを通じて自治体の電子化の状況や電子化に対応できない者への対応についての聴き取りを実施。

【国税庁へのヒアリング】

スウェーデン国税庁(Swedish Tax Agency)

日時： 平成27年10月19日(月)10時30～13時

応対者： カールソン国際調整官、
ワイデル事業開発担当 ほか

【基礎自治体へのヒアリング】

ソルナ市

日時： 平成27年10月20日(火) 10時～11時

応対者： ローゼンクビスト国際調整官 ほか

※ソルナ市の概要

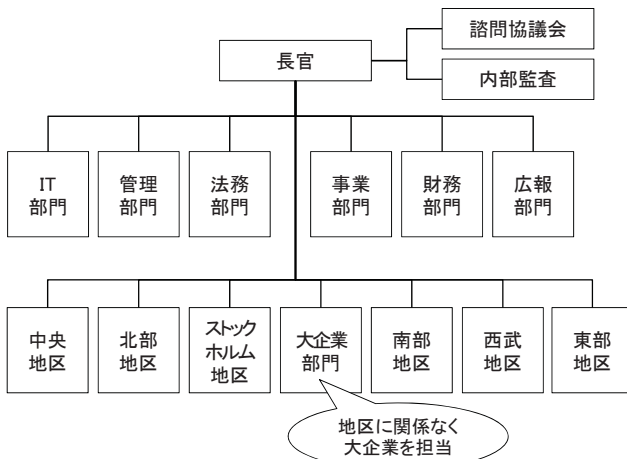
- ・ ソルナ市は、現在、スウェーデンで最も人口が増加している市。
- ・ 面積はスウェーデンで3番目に狭いが、人口はスウェーデンの中小都市の規模である7万5千人。2020年までには9万5千人まで増加する見込み。
- ・ 首都ストックホルムに隣接しており、最先端のライフサイエンスの拠点が建設されている。大きなショッピングモールも建設中。
- ・ 人口の27%は外国から引っ越してきた住民で、ライフサイエンスの研究者から難民まで、様々な層がいる。

スウェーデンにおける税務行政の概要

(スウェーデンの行政機関(国及び地方))

- スウェーデンの行政機関は、国—県—基礎自治体の3層になっているが、**税金の徴収は国税庁(国)に一元化**している。徴収した税金は国、県、基礎自治体に配分している。また、教会税の徴収と配分も行っている。
- 自治体はそれぞれ税率を定めている。県と自治体の税収は、あわせて約30%となる(例えば、ストックホルム市など)が、過疎地域ではより高い税率を定めている。税率は、自治体の提供するサービスによっても異なる。
- 基礎自治体は教育や児童福祉のサービスを提供しており、そのための税率を設定する。県では交通、医療を担当する。

【スウェーデン国税庁 機構図】



- 国税庁は財務省の傘下にあるが、財務省からの指示は受けない(租税条約についても財務省は関与しない。)

- 国税庁の組織は長官の権限で編成することができる。現在は、6つの地域支所と1つの大企業向け支所が設けられている。

※ 大企業向け支所を独立させている理由

ノキアやボルボなど国際展開している企業を担当するため、国際法や外国の税制も関係してくる。企業からの税収の7~8割が大企業からのものであるため、特殊なサービスが必要になり、また、特別に監督する必要がある。

19

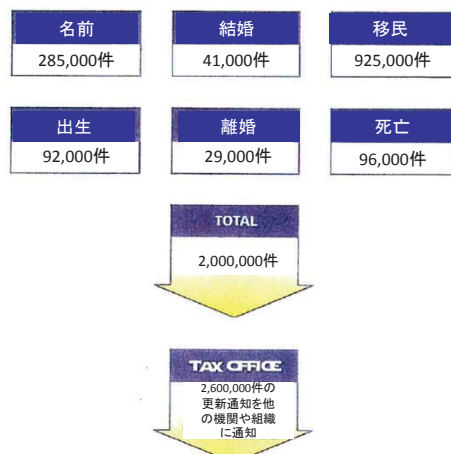
スウェーデンにおける住民制度

(住民登録制度)

- 1571年に、教会での住民登録が始まり、1686年から義務づけられた。**教会ごとに住民登録が行われていた。**
- 1947年に番号制度が始まり、1991年に教会から国税庁に移管された。教会では、「誰が」「どこに」住んでいて、「どんな仕事」をしているのかを書類にして国税庁に送付していた。政府からは、住所、家族構成などの情報をどのように登録するかを指示していた。

(住民登録を基礎自治体ではなく、国税庁で行う理由)

- 住民登録は、教会でどのように登録するかという指針や指導要領が国税庁から示されていた。
- スウェーデン国税庁では1980年代にコンピュータ化を進めたが、**より知識を持っている組織に移管しようという判断**があった。戦略的な観点で、**国税庁に移管**された。



20

スウェーデンにおける番号制度①

(番号制度)

- 1947年に番号制度が始まった。手書きの時代からIDを付けられた。例えば、軍隊への入隊情報や納税、又は年金給付の情報にも用いられている。
- ID番号から生年月日・性別が読み取れる。「490122-4131」であれば、1949年1月22生まれの男性であることが分かる。生年月日の後ろの4桁のうち3桁が奇数であれば男性、偶数であれば女性を意味する。最後の1桁はチェック番号となっている。番号が変わることは原則としてないが、移民労働者で生年月日が誤っていた場合や性別が変わった場合には変更される。
- (EU域内から転居してきた者を国税庁は把握できるのかという質問に対し、)スウェーデンに在住して1年以上経つと必ず番号を持つ必要がある。国税庁のサービスオフィスで登録する。

YEAR OF BIRTH	MONTH OF BIRTH	DAY OF BIRTH		BIRTH NUMBER	CHECK DIGIT
64	08	23	-	323	4

6 4 0 8 2 3 - 3 2 3

2 1 2 1 2 1 2 1 2

1+2+4+0+8+4+3+6+2+6 = 36

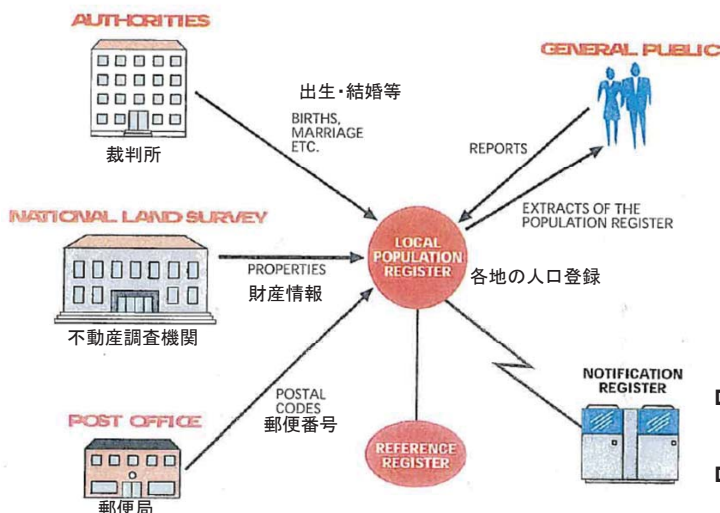
10-6=4

21

スウェーデンにおける番号制度②

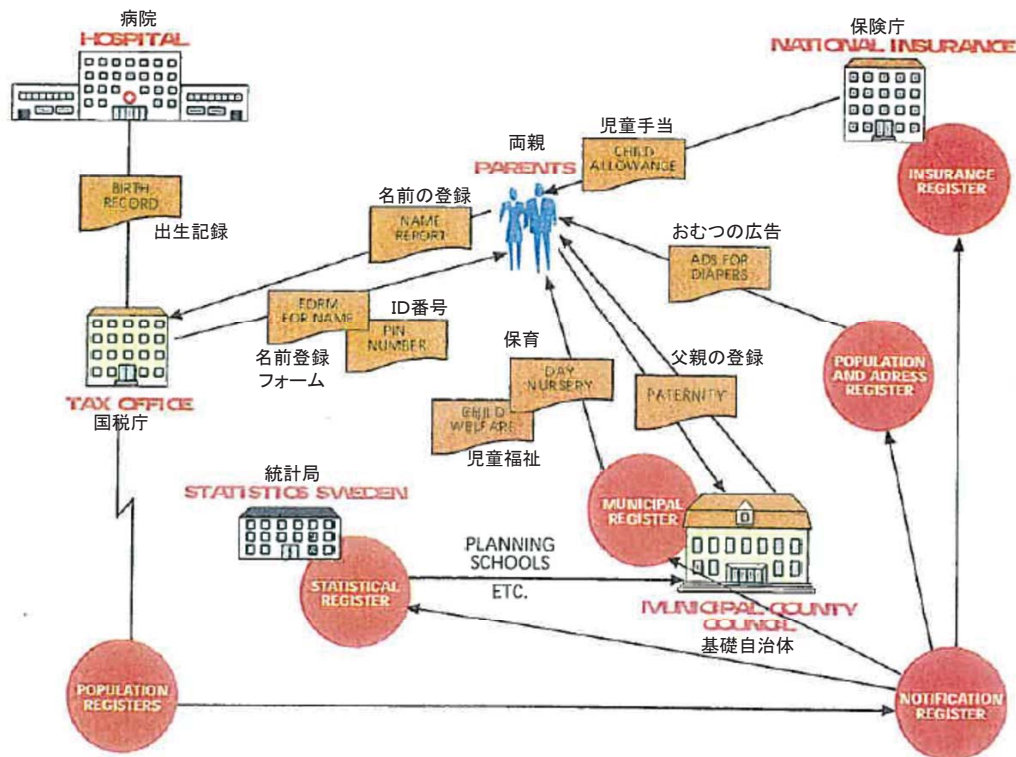
(ID番号による情報の連携)

- ID番号が付与されると、290ある市町村や統計局、保険局、移民局に通知される。登録票には、生年月日、名前、住所、既婚／独身、結婚歴、子供の数、出生地、国籍が書いてあり、電子的に管理されている。
- 海外に移転するか、死亡したときには、登録から除去される。死亡後の埋葬記録も登録される。
- 1991年頃までは紙で登録していたが、電子化した。1991年以前は、様々な情報が申請されていた。今は子供が生まれたら、病院から国税庁に通知が来るようになっており、国税庁からは番号を付与して返信している。
- 子供が生まれた場合には、病院(助産師)が電子的に国税庁に連絡し、新生児のID番号が付与される。両親の名前も登録され、両親の住所に書類が送付されて、子供の名前を返信してもらう(名前の登録は紙で行う。)



- 不動産情報は、週に1回、最新の情報が送られてくる。National Land Surveyは中央機関で、土地の所有者(権利関係)やどの電力を使っていいかなどを把握。
- 郵便局、裁判所からも、それぞれ情報が届けられる。

22



- **子供が生まれたという情報は、国税庁から市町村に届けられる。**シングルマザーであれば、福祉サービスの対象となることが分かる。また、数年後に必要になる保育園の整備計画にも反映される。育児休業の情報も保健部局に連絡され、児童手当も保険部局から支払われる。
- 人口が増えたという情報は、**統計局にも届けられる。**統計局は、毎日、最新の人口情報を確認することができる。
- 国税庁から一方通行で情報を提供する仕組み。市町村から参照することはできない。

23

スウェーデンにおける番号制度③

○ 情報保護

- 膨大な情報があるが、全官庁が保有しているわけではない。また、職員ごとにアクセス権限が制限されている。どういう案件で誰が登録したのかは全て記録されている。情報は毎日更新されており、ミスがないように修正する機会がある。
- **国民はIDカードを使って自分の情報を確認することができる。**
- どの情報をどこに提供するのかが法律で限定されている。国税庁に対する信頼も高い。もし国税庁が情報を漏らしたら、信頼を失ってアクセスを制限されるようになる。

○ 情報の民間利用

- 子供が生まれたという情報は、民間事業者も利用できる。例えば、事業者が「この地区で生まれた子供のリストが欲しい」というと、3週間目から送付してもいいとされており、情報を購入できる。
- 「〇月〇日に生まれた、どの住所の、誰」という情報を購入できる。(価格は営利にならない程度)
- 公の情報であるのか、私の情報であるのかという考え方は国によって異なる。

24

スウェーデンにおける税務行政の電子化①

(スウェーデンの税務行政の歴史)

- ❑ 1902年に徴税が制度化され、1928年に地方税が、1935年に所得税が制度化された。1947年に源泉徴収が始まったが、この年は番号制度が始まった年でもある。
- ❑ 電子的に申告できる仕組みは2002年に導入された。徴税が始まってから100年目で電子化がスタートした。

(電子申告の実務／事前記入申告書類)

- ❑ **申告書類は、事前に数値が書いてある状態で、毎年国税庁から送付される。ただし、紙での申告書類は不要だと届け出た人には紙では送付していない。**
- ❑ 申告書類を半分に切り取って、返送すれば申告ができる。雇用者から送付された被用者の給与額など**国税庁で把握しているデータに基づく数値が記入されているが、自分で修正した金額を記入することもできる。**(不動産の評価額など、一部には変更できない欄もある。)
- ❑ 国税庁が把握していない控除対象となる費用(通勤費や年金の掛け金、一定の臨時収入など)は、申告書類に記載して提出する。
- ❑ 金融資産からの収入なども申告する。不動産売買の損益も申告する。追加記載して申告した場合には、添付書類を後ほど提出することとなる。
- ❑ Webサイト(ポータルサイト)からも、事前記入申告書類を閲覧することができる。

(電子申告導入時の取組)

- ❑ 電子的に申告する人にとって利点があるという説明をしている。電子化できるということは、利用者の信頼を得ている証拠と考えている。導入する際に、メディアにコンタクトをとり、信頼を得る努力をした。
- ❑ また、国民が理解できるものとする必要があるので、電子化した際のシステムの問題点を改善するためのワークショップを開催した。

25

スウェーデンにおける税務行政の電子化②

○ 電子申告の利用状況

- ❑ 申告書類は、全国民770万人に送付する。そのうち**760万人(98.7%)が電子申告を利用できる。**
- ❑ 一部には、複雑で申告できない、あるいはBANKID(※次項)を使えないという理由で電子申告できない人がいる。
- ❑ 電子申告すると、年末調整の還付金が早く還ってくる点が利点となっている。毎年5月2日が申告期限となっているが、電子申告であれば夏至祭前に還付が間に合う。書類での申告の場合、還付金は年末に支払われる。

○ BANKIDカードによる認証

- ❑ 電子申告を行う際に必要になる**電子IDは、国税庁ではなく、民間銀行が共同で開発したBANKIDを使うこととした。**銀行協会がシステムを開発し、そのシステムを利用する度に国税庁から費用を支払っている。(BANKIDに接続した際に0.32クローネ(約5円)、決済した場合に0.6クローネ(約9円))
- ❑ BANKIDは、約20の銀行が株主となって、システムを開発・運用している。BANKIDカードを利用した認証のうち、約80%は銀行取引であり、残り約20%が国税庁や市町村となっている。
- ❑ BANKIDカードにはID番号が記載されている。また、電子申告に必要なものはBANKIDカードのみ。**銀行が本人確認をする。**
- ❑ スウェーデンでBANKIDを使用する1年前に、フィンランドでは国税庁のためにカードを発行して配ったが、利用が進まなかった。スウェーデンでは、銀行が自身のためにBANKIDの利用を促進するため、政府(国税庁)が利用促進を考える必要がなかった。

○ 電子申告の利用方法

- ❑ **事前記入申告書から変更がない場合**には、BANKIDカードで認証した後、**申告書類に記載されているPINコードを入力すれば申告が終了する。**560～570万人は修正せずにPINコードを打ち込んでいる。
- ❑ 申告書の内容を修正する際に、申告書類の数値を変更した段階では書類の添付は不要。必要があれば、関係書類を確認する旨の連絡がくる。例えば、控除対象の交通費が2万クローネを超えているなど、一定の基準で調査対象を特定している。
- ❑ 電子申告の際に、利用者のアクセスが最も多かったのは、還付の項目だった。

26

スウェーデンにおける税務行政の電子化③

○ モバイルBANKID

(モバイルBANKIDの仕組み)

- 2012年に、携帯電話を利用した**モバイルBANKIDを導入**した。例えば、林野庁のHPで私が所有する山林の情報を閲覧しようとして認証のホームページに行くと、登録してある携帯電話あてに「誰かが閲覧しようとしている」という連絡が届く。そこで、携帯電話から閲覧を許可すると、個人情報のあるホームページに移行することができる。

(モバイルBANKID導入後の利用状況)

- モバイルBANKIDを導入(2012年)当時は1万2千人が利用していたが、**今では400万人が利用**している。
- 今では、**電子申告が始まる初日に約100万人がログイン**して、13万5千人がPINを打ち込んでいる。初日のログイン数でみても2013年の27万人から**約4倍に増えている**。
- 携帯電話を使えばどこでもアクセスできるので、劇的に普及した。

(モバイルBANKIDのセキュリティ面)

- (携帯電話を盗まれた場合はどうなるのか、という質問に対し、)携帯電話を落とした場合には、直ぐに閲覧できないように登録する。

○ 収納手段

- スウェーデンでは、**全て銀行口座からの引き落とし**となっている。**クレジットカードは利用できない**。
- **納税者全員に税金口座が設定**されており、この操作はインターネットバンキングでできる。納税に関して、現金は取り扱っていない。

27

スウェーデンにおける電子化と基礎自治体の対応

○ ソルナ市図書館における対応

(図書館の役割)

- 図書館が、電子化について行けない住民をフォローする責務を負っているわけではない。どこの部署でも電子化が行われているので、学ばないといけない。図書館のほかにも、福祉部局でも介護関係でも教えている。
- 図書館では来館者の依頼に応じてサービスを提供しており、書籍や新聞記事のデータベース、親族・先祖を検索するデータベースなどの利用を手助けすることを業務としている。
- (一方、実態として、)図書館では、図書館のサービス外でもパソコンを利用できる。図書館には比較的多くの高齢者が訪問し、パソコンの操作の手助けを受けることが多い。図書館では、インターネットバンキングのパスワードの再設定を依頼されることもある(その場合は、「できない」と答え、金融機関に行くように勧める。)
- **図書館のパソコンでのインターネットバンキングは、毎日行われている**。図書館のプリンター利用で最も多いのは、銀行の預金明細。次に飛行機のチケット。**図書館の公共のパソコンでも利用してもいいと多くの人が考えている**。
- 電子申告・モバイルBANKIDが普及して、紙での申告が減ってきた。図書館でサポートを受ける人も減ってきた。
- (日頃サービスを提供していて手伝いが必要な人はどのような人か、との質問に対し、)高齢者であれば80歳以上。若い人でも難民や学校を出ていない人には手伝いが必要。

(デジタルディバイドへの対応)

- **スウェーデンにはパソコンの使い方が分からず不安を感じている高齢者は多くいる**。パソコンに慣れる週間を設定して、図書館から出向いてパソコンの使い方を講習する取組も行っている(国の政策の一環だが、ソルナ市の独自財源で実施。)。また、図書館で、高齢者が高齢者に教える形態で、インターネットバンキングをしたり、メールアドレスを作ったり、ネット検索をしたりすることを手伝っている。
- ソルナ市には6つの支所があるが、支所には高齢者が集まることのできる場所(公民館のようなもの)が用意されており、そこでインターネットバンキングのやり方などを教えてもらえる。
- 国税庁の**リージョン(全国を6地区に分割)ごとに高齢者が集まるセンター**(直訳すると「電子工場」)があり、センターに行ってサポートしてもらう。国税庁も、監督署だったのが、サービス提供機関になってきた。

28